

埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）年度～ 2031（令和13）年度）（素案）

・黄色マーカーの箇所は、引き続き検討・修正する部分です。

目次

7	第1章 はじめに	4
8	I 生物多様性を守る	4
9	II 生物多様性をめぐる国内外の動き	5
10	1 生物の多様性に関する条約	5
11	2 生物多様性条約締約国会議	5
12	3 生物多様性国家戦略	5
13	(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030 が掲げる課題	5
14	III 生物多様性の法制度	9
15	1 生物多様性基本法	9
16	2 生物多様性地域連携促進法	9
17	IV 埼玉県生物多様性保全戦略とは	9
18	1 趣旨	9
19	2 位置づけ	10
20	3 期間	10
21	4 推進体制	10
22	第2章 生物多様性とその危機	11
23	I 生物多様性の3つのレベル	11
24	1 生態系の多様性	11
25	2 種の多様性	11
26	3 遺伝子の多様性	11
27	II 生態系サービスとは	12
28	III 生物多様性の危機	13
29	1 第1の危機（開発などの人間活動による危機）	13
30	2 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）	13
31	3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）	13
32	4 第4の危機（気候変動による危機）	14
33	5 「4つの危機」の背後にある間接的な要因	14
34	第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況	16

1	I 自然環境の現況	16
2	1 位置及び面積	16
3	2 地勢	16
4	3 気候	16
5	4 植生	17
6	5 植物	17
7	6 動物	18
8	7 特定外来生物	18
9	II 土地利用等の動向と現況	19
10	1 人口及び土地利用の動向	19
11	2 農地	19
12	3 森林	20
13	4 水面・河川・水路	20
14	III 地域ごとの生物多様性の現況	21
15	1 山地	21
16	2 丘陵地～低地	21
17	3 市街地	22
18	IV 生物多様性に対する県民意識の現況	23
19	V 現行の県戦略の評価	23
20	VI 県で取り組むべき課題	26
21	第4章 ネイチャーポジティブの実現に向けた取組	29
22	I 施策展開の方向性	29
23	II 横断的・基盤的戦略	30
24	1 横断的・基盤的戦略① 生態系の健全性の回復	30
25	(1) 現状・課題	30
26	(2) 施策の方向性	30
27	(3) 主な取組	30
28	ア 「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」の取組の促進、支援	30
29	イ 希少野生動植物の保全	32
30	ウ 特定外来生物対策	32
31	エ 野生鳥獣の適正な保護管理	35
32	2 横断的・基盤的戦略② 生物多様性に係る取組を支える基盤整備	37
33	(1) 現状・課題	37
34	(2) 施策の方向性	37
35	(3) 主な取組	37
36	ア 動植物に関する情報の収集・管理・発信	37
37	イ 多様な主体と協働した保全活動の促進	38
38	ウ 普及啓発・担い手育成	39
39	エ 埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム	43
40	III 生態系エリア別戦略	45

1	1 生態系エリア別戦略① 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる	45
2	(1) 現状・課題	45
3	(2) 施策の方向性	45
4	(3) 主な取組	45
5	ア 多様な森林づくりの推進	45
6	イ 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止	46
7	ウ 森林生態系の保護の推進	47
8	2 生態系エリア別戦略② 里地・里山の多様な生態系ネットワークを形成する	47
9	(1) 現状・課題	47
10	(2) 施策の方向性	47
11	(3) 主な取組	47
12	ア 里地・里山整備の促進による生物多様性の向上	47
13	イ 緑の保全の推進	48
14	3 生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する	49
15	(1) 現状・課題	49
16	(2) 施策の方向性	49
17	(3) 主な取組	49
18	ア 多自然川づくり推進（恵み豊かな川との共生）	49
19	イ 湿地生態系保全の推進	53
20	ウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進	53
21	4 生態系エリア別戦略④ 人と自然が共生する都市をつくる	55
22	(1) 現状・課題	55
23	(2) 施策の方向性	55
24	(3) 主な取組	55
25	ア 身近な緑の創出の促進	55
26	イ 都市公園の整備による緑の創出	56
27	ウ 緑の保全の推進【再掲】	58
28	エ 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理	58
29	第5章 各主体に求められる役割	59
30	指標一覧	60
31	国家戦略2023-2030が掲げる課題と県で取り組むべき課題及び県戦略での施策の展開に関するつながり	
32	61
33	用語集	62
34		
35		

第1章 はじめに

I 生物多様性を守る

地球上には、3,000万種とも推定される生物が存在し、捕食・共生・競争など生物同士がお互いに関係を持ちながら共存しています。私たちはこの生物の多様性がもたらす恵みを受けて生きています。

しかし、森林、河川、湖沼の開発による生息環境の悪化、人の関わりの減少による里地・里山[※]の縮小や劣化、外来生物[※]や有害化学物質、気候変動などにより、生物多様性は危機にさらされています。

多種多様な生物を絶滅から守り、保全していくことは、私たちの生活を守り、豊かな自然を次代に引き継ぐことにつながるものです。

(※：巻末の用語集を参照。以下、同じ)

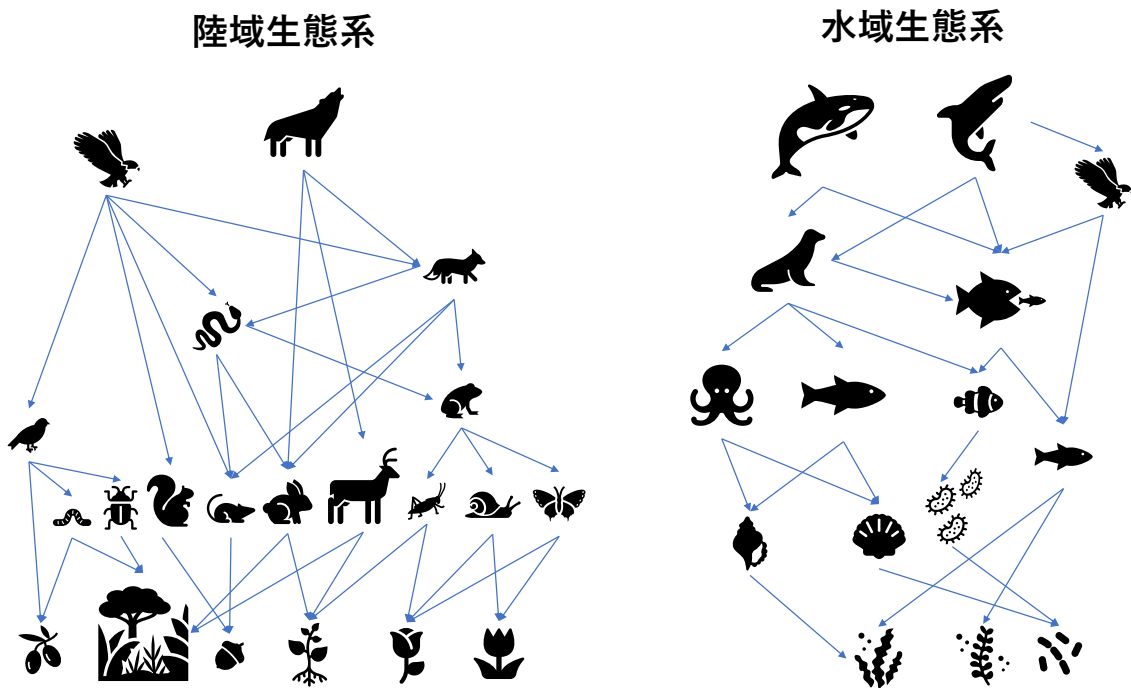


図1 陸域と水域における食物網のイメージ図（矢印は捕食を表す）

II 生物多様性をめぐる国内外の動き

1 生物の多様性に関する条約

「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）は、地球規模で生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を目的として、1993（平成5）年に発効されました。2023（令和5）年4月現在、194か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが加盟しています。

2 生物多様性条約締約国会議

「生物多様性条約」の最高意思決定機関である締約国会議（通称「COP」（Conference of the Partiesの略））は、おおむね2年に1回開催されます。「生物多様性条約第15回締約国会議（通称「COP15」）」は、第1部が2022（令和4）年10月11日から15日に中国の昆明において、また第2部が2022（令和4）年12月7日から19日までカナダのモントリオールにおいてそれぞれ開催され、2022（令和4）年以降の新たな「生物多様性条約戦略計画」や、2030（令和12）年までの23の個別目標を設定した「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択されました。

3 生物多様性国家戦略

国は、COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の達成に向け、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、ロードマップを示しています。国家戦略は、地域における生物多様性の保全に関する指針としても位置付けられています。

（1）生物多様性国家戦略2023-2030が掲げる課題

生物多様性国家戦略2023-2030では、2050年までに、「自然と共生する社会（自然共生社会）」を理念として、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」こと（2050年ビジョン）を目指しています。

この目標を達成するためには、これまでの国家戦略で指摘されてきた、日本の生物多様性が直面する4つの危機（開発などの人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対応し、さらに改善を進める必要があります。また、生物多様性への認識や関心の低さなどが、全ての危機の根底にあるとして、「4つの危機」の背後にある間接的な要因の変革が求められています。

1 このような背景のもと、2050年ビジョンの達成に向け、2030年までに達成すべき短期目標
2 （2030年ミッション）が、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せて、人々と地球
3 双方にとって利益となるネイチャーポジティブ[※]をコンセプトとして設定されています。また、
4 2030年ミッション達成にあたって以下の5つの課題を掲げ、それぞれに対応する具体的な取組が
5 示されています。

6 7 ① 生態系の健全性の回復

8 わが国の生物多様性の損失速度は緩和されてきているものの、回復軌道には乗っていません。ま
9 た、生物多様性が直面する4つの危機の影響は依然として大きく、今後気候変動による影響の増
10 大等も懸念されています。これらのことから、我々の暮らしを支える生態系の多様な機能を十分
11 に発揮させるためには、その健全性を回復させることが必要です。

12 <取組のキーワード>

- 13 ・陸域及び海域の30%の保護地域及びOECMによる保全（30by30目標）
- 14 ・生態系の劣化防止と既に劣化した生態系の再生
- 15 ・汚染の削減や侵略的外来種[※]に対する対策
- 16 ・気候変動による負の影響の最小化
- 17 ・希少野生動植物種の保全
- 18 ・遺伝的多様性の保全・維持

19 20 ② 自然を活用した社会課題の解決（NbS[※]）

21 自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持し回復させ
22 る必要があります。特に、我が国では、人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、
23 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、人と自然の関係のあり方や自然の活用方法
24 が問われています。このことから、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用
25 し、多様な社会課題の解決を図ることが必要とされています。

26 <取組のキーワード>

- 27 ・生態系機能の可視化・活用
- 28 ・自然を活かした地域づくり
- 29 ・気候変動緩和・適応に貢献する自然再生
- 30 ・再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮
- 31 ・野生鳥獣との軋轢緩和

32 33 ③ ネイチャーポジティブ経済の実現

34 生物多様性の損失を止めるためには、自然資本の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出な
35 どの直接的要因のほか、持続不可能な生産・消費を生み出す経済システムや技術開発といった間
36 接的要因による生物多様性への負荷に対処しなければなりません。また、生物多様性保全に役立
37 つ技術・製品・サービスを開発・展開・選択することは、持続可能な経済活動の基盤の維持や増
38 進につながります。これらのことから、持続可能なビジネスのためには、生物多様性や自然資本
39 に対する配慮が不可欠であるとともに、生物多様性や自然資本の観点を事業活動に統合させるこ
40 とが必要です。

1 <取組のキーワード>

- 2 ・事業活動による生物多様性への影響評価やその情報開示の促進と ESG 投融資の推進
- 3 ・生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援
- 4 ・遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）の実施
- 5 ・持続可能な環境保全型農林水産業の拡大

6
7 ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

8 生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様性の価値が
9 統合されていない社会構造があります。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であり、社会経
10 済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す枠組み作りを行い、
11 一人一人の具体的行動につなげていく必要があります。

12 <取組のキーワード>

- 13 ・学校等での生物多様性に関する環境教育の推進
- 14 ・自然とのふれあいの提供
- 15 ・国民の積極的かつ自主的な行動変容の促進
- 16 ・生物多様性に配慮した選択肢の周知・啓発とインセンティブの提示
- 17 ・地域における自然環境の保全・再生活動の促進

18
19 ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

20 国内における生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられています。このことから、そ
21 れらの主体による取組や連携を促す情報・技術の整備・発信や地域レベルでの計画の策定、人材
22 育成、活動支援などが必要とされています。また、我が国の海外への資源依存や、国際的な物流
23 等による我が国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を超えた保全と持続可能な利用に係る
24 協調的な取組や情報・技術の共有が必要です。

25 <取組のキーワード>

- 26 ・学術研究の推進と長期的な調査・モニタリングの実施
- 27 ・データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供
- 28 ・生物多様性地域戦略等の計画策定支援
- 29 ・生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しや資源動員の強化
- 30 ・国際協力の推進

1 表1 「生物多様性をめぐる国内外および埼玉県の動向」に関する年表

西暦	世界	日本	埼玉県
1990～	1992 (H4) 年 環境と開発に関する国連会議(UNCED) (地球サミット会議で条約署名開始) リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル) 1993 (H5) 年 生物多様性条約(CBD)採択 ナイロビ(ケニア) 1994 (H6) 年 第1回締約国会議(COP1) ナッソー(バハマ)	1993 (H5) 年 生物多様性条約締結	1994 (H6) 年 環境基本条例制定
1995～	1995 (H7) 年 第2回締約国会議(COP2) ジャカルタ(インドネシア) 1996 (H8) 年 第3回締約国会議(COP3) ブエノス・アイレス(アルゼンチン) 1998 (H10) 年 第4回締約国会議(COP4) ブラチスラバ(スロバヴァキア)	1995 (H7) 年 生物多様性国家戦略策定	1996 (H8) 年 環境基本計画策定 1996 (H8) 年 レッドデータブック動物編初版刊行 1998 (H10) 年 レッドデータブック植物編初版刊行
2000～	2000 (H12) 年 第5回締約国会議(COP5) ナイロビア(ケニア) 2002 (H14) 年 特別制約国会議(ExCOP) モントリオール(カナダ) 第6回締約国会議(COP6) ハーグ(オランダ)2010年目標採択 2004 (H16) 年 第7回締約国会議(COP7) クアラルンプール(マレーシア)	2002 (H14) 年 新生物多様性国家戦略策定	2001 (H13) 年 環境基本計画(第2次)策定 2002 (H6) 年 レッドデータブック動物編2訂刊行
2005～	2006 (H18) 年 第8回締約国会議(COP8) クリチバ(ブラジル) 2008 (H20) 年 第9回締約国会議(COP9) ボン(ドイツ)	2007 (H19) 年 第3次生物多様性国家戦略策定 2008 (H20) 年 生物多様性基本法制定	2005 (H17) 年 レッドデータブック植物編2訂刊行 2007 (H19) 年 環境基本計画(第3次)策定 2008 (H20) 年 レッドデータブック動物編3訂刊行 2008 (H20) 年 生物多様性保全県戦略策定
2010～	2010 (H22) 年 第65回国連総会ハイレベル会合 ニューヨーク(アメリカ) 2010 (H22) 年 第10回締約国会議(COP10) 名古屋(日本) 「愛知目標」採択 2012 (H24) 年 第11回締約国会議(COP11) ハイデラバード(インド) 2012 (H24) 年 生物多様性と生態系サービスに関する 政府間科学プラットフォーム(IPBES) 設立 2014 (H26) 年 第12回締約国会議(COP12) ピョンチャン(韓国)	2010 (H22) 年 生物多様性国家戦略 2010策定 2010 (H22) 年 生物多様性地域連携促進 法制定 2012 (H24) 年 生物多様性国家戦略 2012-2020策定	2012 (H24) 年 レッドデータブック植物編3訂刊行 2012 (H24) 年 環境基本計画(第4次)策定
2015～	2016 (H28) 年 第13回締約国会議(COP13) カンクン(メキシコ) 2018 (H30) 年 第14回締約国会議(COP14) シャルム・エル・シェイク(エジプト)		2017 (H29) 年 環境基本計画(第4次)策定 2018 (H30) 年 レッドデータブック動物編第4訂刊行 2018 (H30) 年 埼玉県生物多様性保全戦略改定
2020～	2022 (R4) 年 第15回締約国会議(COP15) 昆明(中国)、モントリオール(カナダ)	2023 (R5) 年 生物多様性国家戦略 2023-2030策定	2022 (R4) 年 環境基本計画(第5次)策定 2024 (R6) 年 埼玉県生物多様性保全戦略改定

Ⅲ 生物多様性の法制度

1 生物多様性基本法

2008（平成 20）年に制定された「生物多様性基本法」は、わが国で初めて生物多様性の保全を目的とした法律です。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としており、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示しています。

生物多様性基本法では、国及び地方公共団体は施策の実施等を行うこととし、事業者、国民、民間団体は基本原則に準じた活動等に努めることとされています。

2 生物多様性地域連携促進法

2010（平成 22）年に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（以下「生物多様性地域連携促進法」という。）は、地域において多様な主体が連携して行う保全活動を促進することで、生物多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

地方公共団体は、保全活動を行う者の連携・協力のあっせん、情報提供、助言等を行う「地域連携保全活動支援センター」の機能を確保するよう努めることとされています。

Ⅳ 埼玉県生物多様性保全戦略とは

1 趣旨

県では、2012（平成 24）年に国が策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」をふまえ、「埼玉県生物多様性保全戦略」（以下「県戦略」という。）を策定し、自然環境、農林業、河川整備、都市の緑等の各分野において、生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等の取組を進めてきました。

しかし、国連の報告では各国の生物多様性保全の取組は不十分とされているため、2022（令和 4）年の COP15 をふまえ、新たに「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されたところです。

県は、この新たな国家戦略を指針とし、埼玉県の自然環境の特色をふまえ、県戦略を改定しました。

2 位置づけ

1
2 県戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく、本県の区域内における生物多様性の保全
3 及び持続可能な利用に関する基本的な計画（地域戦略）です。

4 県の総合計画である「埼玉県5か年計画」及び「埼玉県環境基本計画」と整合性を図り、生物
5 多様性の保全施策を総合的かつ計画的に推進します。
6

3 期間

7
8 2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までとします。なお、「埼玉県5か年計画」の見
9 直し状況などを踏まえ、2026（令和8）年度をめどに必要な応じて見直しを行います。
10
11

4 推進体制

12
13 県戦略は、県、市町村、企業、NPO等及び県民といった多様な主体の連携・協働を図ることで推
14 進していきます。

15 効果的な推進のため、県は、多様な主体と協働し地域における生物多様性保全活動の促進を図る
16 「地域連携保全活動支援センター」の機能とともに、生物多様性保全に関する情報の収集・管理・発
17 信、調査研究、教育・普及啓発に一体的に取り組む拠点として、2022（令和4）年4月に埼玉県環境
18 科学国際センター内に「埼玉県生物多様性センター」を設置しました。

19 埼玉県生物多様性センターでは、野生動植物の情報収集や管理・発信、地域保全活動の支援などさ
20 まざまな取り組みを行っています。
21

埼玉県生物多様性センターの活動

<p>情報の収集・管理・発信</p> <ul style="list-style-type: none">・県レッドデータブックの改訂・発行・県民参加型調査による生物多様性情報の収集・「地図で見る埼玉の環境」による情報発信 等  <p>レッドデータブック クビアカツヤカミヤドリ稚害地域マップ</p>	<p>地域保全活動の支援</p> <p>「地域連携保全活動支援センター」としての活動</p> <ul style="list-style-type: none">・地域における保全活動情報の集約・多様な主体との協働・連携支援 等  <p>小学校でのサトウノオ保護増殖活動 NPO法人によるオオアザミ駆除作業</p>
<p>調査研究</p> <ul style="list-style-type: none">・希少野生動植物の調査・保全対策・特定外来生物の調査・防除対策 等  <p>ミヤマスカシコリ (県内希少野生動植物種)</p> <p>アライグマ (特定外来生物)</p>	<p>教育・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・県政出前講座、研修・県民からの相談対応 等  <p>小学校での県政出前講座 クビアカツヤカミヤドリの防除研修</p>

第2章 生物多様性とその危機

I 生物多様性の3つのレベル

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性のつながりのことです。「生物多様性条約（1993年発効）」では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

●下図に、県内で撮った風景や、野生生物の写真を入れ込む。

●「遺伝子の多様性」の図はより適切なものに修正する。



1 生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。

2 種の多様性

種の多様性とは、いろいろな動物や植物、菌類・細菌などの微生物が生息・生育しているということです。

3 遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。

Ⅱ 生態系サービスとは

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みである「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類される「生態系サービス」によって支えられています。生態系サービスを提供する生態系、生物多様性や自然資源を「自然資本※」としてとらえ、適切なコストを支払って保全を行いながら、その持続性を高めていく必要があります。

供給サービス 私たちの暮らしの基礎になる食料、薬品、水などの重要な資源を供給する	文化的サービス 私たちに精神的充足、楽しみ、レクリエーションの機会などを与える	調整サービス 気候の調整、洪水被害の軽減、水の浄化など、環境を制御する
基盤サービス 酸素の生成、栄養豊かな土壌の形成気温・湿度の調節など、すべての生命の生存基盤となる他の3つのサービスを支える		

●各サービスに対応する写真を入れ込む

【コラム1：生物多様性と農産物】

埼玉県は、穏やかな気候と豊かな自然という恵まれた自然条件、大消費地である首都圏に位置した立地を活かし、多彩な農産物が生産されています。

野菜の農業産出額は全国8位で、中でもさといもやねぎは全国1位です(2020(令和2)年度)。その他にも狭山茶、彩のかがやき(米)、彩玉(梨)、彩の国黒豚等のブランド農産物や、くわい、のらぼう菜、川越いも等の伝統的野菜も数多く生産されています。

このような農産物は、生物多様性に育まれた多様な特徴を持つ種を改良して生み出されてきました。また、土壌や水循環、花粉媒介者、有機物の分解者も農業には欠かせません。私たちが食べる美味しい農産物も生態系から得られる恵みのひとつです。

Ⅲ 生物多様性の危機

1
2 生物多様性は、開発や気候変動などの4つの危機（直接要因）と、その背後にある私たちの価値
3 観と行動（間接要因）の影響により、損失が進んでいます。
4

1 第1の危機（開発などの人間活動による危機）

5
6 第1の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす要因による生物多様性への影響です。

7 人口増加に伴う経済社会諸活動の拡大により、開発行為に伴う湿地・湖沼の埋め立てや森林の他
8 用途への転用等により多くの土地が宅地や工業用地に改変されました。その結果、生物の生息・生
9 育環境の破壊や悪化をもたらす生態系へ負荷を掛けてきました。また、観賞用や商業的利用による
10 野生生物の個体の乱獲、盗掘、過剰な採取等の行為により、個体数の減少をもたらしました。近年
11 では、大規模な開発による生物多様性への圧力は低下しているものの、過去の開発により失われた
12 生物多様性は容易に取り戻すことはできず、また、再生可能エネルギー設備の設置を伴う開発によ
13 っても生物多様性は影響を受ける可能性があります。
14

2 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

15
16 第2の危機は、自然に対する人の働きかけの縮小による生物多様性への影響です。

17 里地・里山では人間の働きかけを通じて地域特有の自然環境が形成されてきましたが、過疎・高
18 齢化や人々の生活様式の変化に伴う薪炭材の採取を目的とした定期的な伐採とその後の更新作業の
19 縮小など農林業に対する需要の変化等によって利用が縮小し、農地、水路・ため池、農用林等の森
20 林、採草・放牧地等の草原などで構成される里地・里山の多様な環境構成の変化も懸念されていま
21 す。里地・里山の利用・管理の低下は種構成・種多様性の変化をもたらす、集落の無居住化は動植
22 物の多様性に影響をもたらしました。加えて狩猟者の高齢化により野生鳥獣に対する人為活動の圧
23 力が低下したことが、1990年代以降のニホンジカやイノシシの個体数増加の要因となっている可能
24 性があり、増えすぎた野生鳥獣による自然環境とそこに生息する動植物への影響や農林水産業被害
25 は深刻化しています。

26 このように、人の働きかけの縮小は里地・里山の機能低下や生息・生育する動植物の多様性の損失
27 を引き起こし、生態系のバランスの崩壊を招きます。
28

3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

29
30 第3の危機は、人間が持ち込んだ外来種等による生態系への悪影響です。

31 外来種とは、アライグマ、ブラックバス、カミツキガメのように、もともと自然に分布した生息範

1 罎外に人が持ち込んだ生物のことをいいます。外来種には、海外から日本に持ち込まれたもの（国外
2 外来種）と国内由来のもの（国内外来種）があります。これらは、生態系だけでなく農業被害、生活
3 被害、人体への危害など、人間生活にも影響を及ぼす場合があります。経済・社会のグローバル化に
4 による人・物の出入りの急増に伴い、生物多様性に影響を与えるおそれのある生物が意図的・非意図的
5 を問わず増加していると考えられます。

6 また、農薬・化学物質の多用やプラスチックごみの河川・海洋への流出も生態系への影響が懸念
7 されています。

4 第4の危機（気候変動による危機）

9
10 第4の危機は、気温上昇や降水量の変化、海洋酸性化など、気候変動による生物多様性への影響
11 です。

12 気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）の第6次
13 評価報告書第2作業部会報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超え
14 て、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると
15 評価されています。今後、ニホンジカ等の高標高域への分布拡大、森林構成樹種の分布や成長量
16 の変化等、様々な生態系においてさらに負の影響が拡大することが予測されており、環境の変化に対
17 して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられてい
18 ます。

5 「4つの危機」の背後にある間接的な要因

20
21 上記「4つの危機」の背後には、私たちが様々な社会経済活動を行ううえで、生物多様性への認
22 識や関心が低いなど、保全に関する視点が不足しているという生物多様性に危機をもたらす間接的
23 な要因があります。

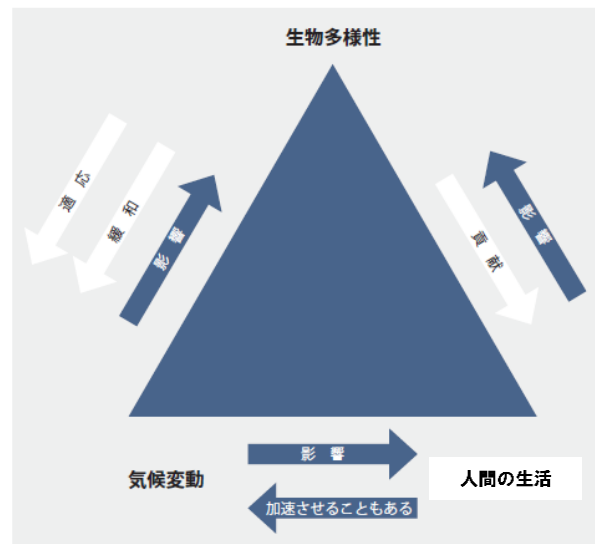
24 生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生物多様性が直面する「4つの危機」に
25 対処することと同時に、この「4つの危機」をもたらす背後にある私たちの価値観と行動を変えな
26 ければなりません。そのためには、社会を構成する一人一人が生物多様性の重要性を理解し行動す
27 るとともに、企業による事業活動等に生物多様性や自然資本の考え方が組み込まれることが必要で
28 す。

【コラム2：生物多様性と気候変動】

多くの生物は、その地域の気候に適応し生活しています。気候は生物の生息を規定する最も重要な要素と言っても過言ではありません。逆に生物が気候に与える影響も決して少なくありません。植物は温室効果ガスであるCO₂を吸収・貯留する事で気候に影響を与えていますし、植物からの水の蒸散は、大気中の水蒸気や熱輸送に影響を与え、気候を変化させています。この様に、生物多様性と気候との間には複雑な相互作用があり、気候と生物多様性、そして、人間の生活を一体のシステムとして扱う必要があると、近年考えられるようになってきました。

そのため、生物多様性保全と気候変動対策を、別のものとして進めるのではなく、統合し推進する動きも始まっています。既に「生物多様性版のIPCC」とも呼ばれるIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム、2012年設置）とIPCCは、2020（令和2）年12月に共同でワークショップを開催し報告書を発表しました。そこでは、「人類が住み続けられる気候を維持するための地球温暖化の制御と生物多様性の保護は相互依存する目標で、これらの達成は人々の持続的で公平な福利に欠かせない。」ことや、「生態系の保護、持続可能な管理と再生のための陸域・海域での多くの対策が、気候緩和・適応及び生物多様性目標に向けたコベネフィットを生む。」といったメッセージを発信しています。また、2023（令和5）年3月に発表されたIPCC第6次評価報告書にも、IPBESの成果が反映されています。

SDGsの概念を示す構造モデルである「SDGsウェディングケーキモデル」では、最下層に生物多様性保全と気候変動対策が位置づけられていますが、この2つの課題の同時解決こそ上位に位置する様々な課題解決の基盤となることは間違いありません。



IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書（2020）より

第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況

●数字の説明箇所を図表で整理するなど、全体的に文章を簡略化することを検討中

埼玉県は関東平野の中央に位置しており、利根川や荒川をはじめとした多くの河川が流れ、西部の秩父山系には海拔 2,000m を超える亜高山帯地域があり、中部には、比企丘陵や武蔵野台地、大宮台地などの丘陵や台地が広く分布し、東部には広大な低地が広がるなど、変化に富んだ地形と多様な自然環境に恵まれています。日本に生息する既知の野生生物の種数は約 94,000 種とされていますが、本県では約 18,000 種（日本全体の約 19%が）の野生生物が生息しています。

人の営みの影響も受けながら、それぞれの地域で長い時間をかけて多様な生態系が形成されています。

I 自然環境の現況

1 位置及び面積

本県は、40 市 22 町 1 村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、1 都 6 県に隣接し、全域が都心から約 100km 圏内に含まれています。東西約 108 km、南北約 70 km、面積約 3,798km² で、国土の約 1% に当たり、全国で 39 番目の広さです。

<図 埼玉県の位置>

2 地勢

本県の地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別されます。西部の山地は、標高 2,000m 以上の山々を有する奥秩父山地、東西に伸びる上武山地と南北に延びる外秩父山地とからなります。山地の東側には丘陵、さらにその東側には台地が多く分布し、続いて最も広い面積を占める低地が広がっています。このうち、標高 50m 以下の低い地域が低地の約半分を占めています。

県土を占める割合は、山地 32%、丘陵地・台地 30%、低地 37%となります。

<図 埼玉県の地形区分図>

3 気候

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥となる内陸性太平洋側気候で、外秩父山地を境に、西部の山地性の気候と東部の内陸性の気候に区分されます。熊谷における年平均気温及び年間降水量の平年値は、それぞれ 15.4℃及び 1305.8mm となっています。台風や豪雪などの気象災害は年間を通じて比較的少ないですが、高温多湿となる夏期を中心に、局地的な集中豪雨の発生や大型台風の通過による被害が生じることがあります。冬期は、雨や雪の日があまりなく、北西からの強い季節風「からっ風」の吹

1 <乾燥した晴天が多くなります。

2 近年、本県においては、地球規模の温暖化に加え、都市化によるヒートアイランド現象により気温が
3 急激に上昇し、熊谷地方気象台の 1897 年から 2021 年までの間の年平均気温上昇率は、100 年間に換算
4 し 2.2℃となり、世界の気温上昇率 (0.7℃/100 年) よりもかなり高くなっています。また、日本の最高
5 気温を更新するなど極端な高温も生じています。

6 <図 気温上昇のグラフ>

7

4 植生

8

9 自然植生（人の手が加わらない自然本来の植生）は、標高によって変化します。

10 本県では、標高 50m以下の低地から標高 50m～200mの台地・丘陵地、標高 200m～400mの低山帯下
11 部までのほとんどは暖温帯林（シラカシ、スタジイ等の照葉樹林）です。標高 800mまでの低山帯は中
12 間温帯林（モミ、ツガ等の常緑針葉樹林、クリ、イヌシデ等の落葉広葉樹林）、800m～1,600mまでの山
13 地帯は冷温帯林（ブナ、イヌブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林）、1,600m以上の亜高山帯は亜寒帯林（コ
14 メツガ、シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹林）と区分されます。

15 標高 50m以下の低地部の多くは農地や宅地として利用されていますが、河川の流路跡を起源とする沼
16 や水路なども多く、周辺には湿地が広がっています。このような場所では、かつてはハンノキ林やヤナ
17 ギ林等の湿性の森林やヨシ群落やオギ群落等の草原が占めていたと考えられます。

18 標高 50m～200mの台地や丘陵地は、クヌギやコナラ等を植栽して造成した雑木林が広がり、シラカ
19 シ、スタジイ等の照葉樹林は限られた社寺にわずかに残るだけとなっています。しかし、これらの雑木
20 林や照葉樹林も、近年宅地開発などで著しく減少しています。

21 標高 200m～400m までの暖温帯林では照葉樹、標高 400m～800m 程度までの中間温帯林ではモミやツガ
22 といった常緑針葉樹等が分布しますが、中間温帯ではスギやヒノキの人工林や、二次林が占める割合が
23 多くなっています。

24 自然植生では冷温帯林となる地域では、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林が多く広がっており、ブ
25 ナ、イヌブナ、ミズナラ等の天然林は、秩父地方の入川、中津川、大血川の周辺及び浦山川の奥地等に
26 のみ残っています。

27 亜寒帯林は、県内の森林の中で最も自然状態が保たれていますが、コメツガ、シラビソ、オオシラビ
28 ソ等の常緑針葉樹林が優先する原生林が残っているのは稜線沿いのごく一部に限られており、カラマツ
29 の人工林に変わった場所も多くなっています。

30 <図 埼玉の植生帯>

31

5 植物

32

33 埼玉県レッドデータブック 2011 植物編では、本県における在来植物の種数を、有史以前に持ちこま
34 れた帰化植物（通称「史前帰化植物（しぜんきかしょくぶつ）」）も含めて、維管束（いかんそく）植物
35 2,300 種、蘚苔（せんたい）類 781 種、珪藻（けいそう）類 744 種、珪藻類を除くその他の藻類 791 種、
36 地衣（ちい）類 425 種、菌類 527 種の計 5,568 種としています。この中で、本県における絶滅のおそれ

1 のある植物の種数は、全分類群を合わせて1,031種で、県産在来種（珪藻類を除く計4,824種）の
2 21.4%にあたり、絶滅あるいは野生絶滅と判断された種は、シダ植物5種、離弁花類12種、合弁花類
3 16種、単子葉類19種及び藻類1種の計53種となっています。

4 維管束植物では、絶滅危惧IA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種）に
5 分類された地域別の種数を比較すると、亜高山帯、山地帯及び低山帯に分布する植物がその多くを占め
6 ています。

7 <図 レッドデータブック植物編>

8

6 動物

9

10 埼玉県レッドデータブック2018動物編では、本県における県産動物の種数を、脊椎動物では、哺乳類
11 57種、鳥類（繁殖鳥、越冬鳥を含む）380種、爬虫類16種、両生類18種、魚類・円口類93種の計564
12 種としています。無脊椎動物では、昆虫類11,006種、クモ類416種、甲殻類75種、多足類126種、軟
13 体動物143種、環形（かんけい）動物33種、扁形（へんけい）動物12種の計11,811種としています。
14 脊椎動物と無脊椎動物を合わせると合計12,375種となります。この中で、本県における絶滅のおそれ
15 のある動物の種数は、脊椎動物179種、無脊椎動物663種の合計842種としています。脊椎動物では県
16 産動物種の約32%、無脊椎動物では県産動物種の約6%が掲載種となっています。絶滅あるいは野生絶
17 滅と判断された種は、脊椎動物12種及び無脊椎動物33種の合計45種となっています。地域別の種数
18 を比較すると、丘陵地、台地、低地を生息地とする種が多く、生息する地域の標高が低くなるにつれて、
19 絶滅のおそれが高いランクに分類される種が増えています。

20 <図 レッドデータブック動物編>

21

7 特定外来生物

22

23 本県で確認された外来生物のうち注視する特定外来生物^{*}として、哺乳類ではアライグマ、マスカラ
24 ット、鳥類ではガビチョウ、ソウシチョウ、爬虫類ではカミツキガメ、両生類ではウシガエル、魚類で
25 はオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、昆虫類ではクビアカツヤカミキリ、クモ類ではセアカゴケ
26 グモ等が挙げられます。アライグマやカミツキガメは飼い主の飼育放棄で野外に放たれたペットが野生
27 化したもので、自然繁殖による個体数の増加が問題視されています。

28 特にアライグマは比企地域に多く、隣接する地域から県内全域へ急速に分布域が拡大しています。生
29 息数の多い地域では、在来の両生類や爬虫類の生息に大きな影響を及ぼしているおそれがあります。ま
30 た、農作物の食害や民家の天井裏での糞尿被害など、人間の生活にも影響を及ぼすとともに、人獣共通
31 感染症を媒介する危険性も懸念されています。アライグマの県内の捕獲頭数は、2002（平成14）年度の
32 2頭を皮切りに急激に増加し、2021（令和3）年度は年間9,143頭と増大しています。

33 また、クビアカツヤカミキリは、2013（平成25）年に県南東部の草加市と八潮市の葛西用水沿いのサ
34 クラで、被害が初めて確認されました。その後被害は急激に拡大し、2021（令和3）年度までに、県内
35 19市町で被害が確認されるに至っています。

36 植物では、特定外来生物19種類のうち県内で生育を確認されているのは10種（ミズヒマワリ、アレ

1 チウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ、ナル
2 トサワギク、ブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウ)です。オオキンケイギクのように園芸種由
3 来のものについては非常に強い繁殖力が問題視されています。アレチウリとオオカワヂシャは、すでに
4 全県的な駆除は不可能な状況にまで分布が拡大しています。河川や水路では、ミズヒマワリとオオフサ
5 モが急速に広がり、流水の阻害が懸念されています。

6 <図 アライグマ捕獲頭数の推移>

7 <図 クビアカツヤカミキリの被害地域マップ>

8 <写真>

11 II 土地利用等の動向と現況

12 1 人口及び土地利用の動向

13 本県の人口は、1950年代後半(昭和30年代)から急増し、1960(昭和35)年の243万人が1970(昭
14 和45)年には387万人となり、1977(昭和52)年2月には500万人を超える上昇カーブを示しました。
15 約10年後の1987(昭和62)年5月には600万人を超え、その後は上昇率が鈍化しましたが、2002(平
16 成14)年8月には700万人を超えました。2022(令和4)年4月1日現在の推計人口は約733.1万人で
17 あり、世帯数は約321.3万世帯(一世帯あたり約2.3人)となっています。しかし、県人口はピークに達
18 しており、秩父地域や県北地域、比企地域など都心から比較的遠い市町村では既に人口が減少していま
19 す。

20 2020(令和2)年における県土の利用形態は、県土面積3,798km²のうち、おおよそ、森林が32%、農
21 地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面(遊水池、ダム、調節池など)・河川・水路が5%、その他が
22 14%で、農林地の面積が県土の50%以上を占めています。しかし、東京都に隣接しているという地理的
23 特性等から人口が急増し、鉄道網、道路網等の整備による交通利便性や生活利便性、経済社会諸活動の
24 拡大により、農林地が減少し宅地が増加する等、急速な都市化が進んでいます。1975(昭和50)年には、
25 森林が1,312km²、農地が1,211km²存在していましたが、2020(令和2)年には、森林が1,199km²、農
26 地が741km²に減少し、45年間で合わせて約583km²が消失しました。

27 近年は、農山村地域を中心とした過疎高齢化の影響から、県南部の一部を除き都市化圧力は減衰して
28 います。

29 <図 埼玉県の人口の推移>

30 <図 利用形態別土地利用の推移>

31 2 農地

32 本県は、西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がり、全県で耕地率は約19%となっていま
33 す。
34

江戸時代に行われた見沼代用水、葛西用水、野火止用水等の開削や新田開発等から近代の用排水路の整備等による農地拡大が行われ、東京都に隣接するという地理的特性等もあって、台地・丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯が広がっています。

1950年代後半（昭和30年代）以降の急速な都市化は農業環境を変化させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少しました。農地面積は、1965（昭和40）年は1,516km²でしたが、その後年々減少を続け、特に1970（昭和45）年から1975（昭和50）年にかけての減少率は年平均で2%を超えました。

しかし、1975（昭和50）年以降は開発規制の強化や経済情勢の変化等に伴い減少率は徐々に緩やかとなり、2010（平成22）年から2015（平成27）年にかけては年平均で約0.9%、2015（平成27）年から2020（令和2）年にかけては年平均で約0.6%となっています。

3 森林

本県の森林面積は、2020（令和2）年現在、約1,199km²で県土面積の約32%を占めています。所有形態別の割合は、国有林が約10%、民有林が約90%を占め、民有林の人工林率は約53%で、その多くが、木材として利用可能な時期を迎えた林分[※]です。

本県の森林のほとんどは、針葉樹であるスギやヒノキの人工林、広葉樹であるクヌギやコナラの二次林が主体ですが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の天然林、県南部の丘陵にはアラカシ等の暖帯系の天然林も存在しています。土壌は、スギやヒノキの生育に適しているため、それらの植林が続けられてきました。特に、300年あまりの伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は優良材の生産地として有名です。

しかし、1974（昭和49）年から1983（昭和58）年までの10年間で、森林はゴルフ場の造成や宅地開発などへの転用により、面積が3.2%減少しました。その後は、ゴルフ場の造成などの大規模な転用は次第に減少し、その一方で住宅用地や工業用地などへの転用により森林が減少しました。また、最近では、太陽光パネルの敷設用地への転用も散見され、森林は依然として減少傾向にあります。森林所有者の高齢化や林業従事者の減少により間伐等の手入れ不足も進んでいます。2008（平成20）年から2017（平成29）年までの10年間の森林減少率は約1.9%であり、比較的緩やかな減少傾向で推移しています。

<写真>

4 水面・河川・水路

本県の水面・河川・水路の面積は、2021（令和3）年現在で191km²であり、水面が約7%、河川が約79%、水路が約14%を占めています。水面のうち大きいものは、滝沢ダム、浦山ダム、合角ダム、権現堂調節池、山口貯水池（狭山湖）、大相模調節池（レイクタウン）等があります。本県の河川は、利根川水系と荒川水系のいずれかに分けられます。荒川水系の流域面積は、県内全流域面積の約66%を占めています。

1 県土面積に占める河川面積の割合は3.9%で全国第2位となっています。国又は県が管理する一級河
2 川は計162河川、そのうち荒川水系は98河川で総延長約1000km、利根川水系は64河川で総延長約
3 736kmです。市町村が管理する準用河川は183河川あり総延長は317kmです。広大な低地には農業用水
4 路が網目状に広がり、台地や丘陵地には多くのため池が散在しています。また、湧水は水路や河川の
5 水源であるとともに、その土地特有の植生や生物を育む貴重な生態系の形成に役立っており、武蔵野
6 台地北部周辺及び櫛引・本庄台地に多くみられます。

7 <写真>

III 地域ごとの生物多様性の現況

10 埼玉県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低地に広がる水田など、変化に富んだ多様
11 な環境が特徴です。

1 山地

14 奥秩父山地は県西部に位置し、一部ではブナ、イヌブナ、ミズナラ等の天然林が残されています。東
15 京都、山梨県、長野県との県境に位置する最奥地には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など
16 学術的に貴重な原生林が広がっています。この地域は、1950（昭和25）年に国を代表する優れた自然の
17 風景地として、「秩父多摩国立公園」に指定され、2000（平成12）年には名称が「秩父多摩甲斐国立公
18 園」に変更されました。また、2000（平成12）年には特に優れた自然景観・原始状態を保持している地
19 区として、指定区域内の亜高山帯森林の一部が、「特別保護地区」に指定されました。

20 森林は木材の生産だけではなく、水源涵養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の
21 保全などの多面的機能を有し、自然の恵み（生態系サービス）を私たちにもたらしてくれます。

22 しかし、奥秩父の亜高山帯森林のシラビソやオオシラビソ林では、ニホンジカによる食害が発生し、
23 埼玉県・山梨県境の雁坂峠などでは立ち枯れ帯が確認されています。また、ニホンジカが高密度で生息
24 する場所では、林床下層植物が食害により消失し、シカが好まない有毒植物・有刺植物しか残らない場
25 所もあり、種の多様性の低下に加えて森林の保水力もなくなり山腹崩壊が起こるなど、森林生態系や生
26 態系サービスに大きな影響を与えています。

27 <写真>

2 丘陵地～低地

30 県西部から県北部にかけての山地や丘陵地には、スギやヒノキ等の人工林が分布し、間伐や伐採など
31 の林業が営まれています。また、武蔵野の面影を残すコナラ、クヌギなどの平地林^{*}、豊かに広がる田園
32 や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近なみどりが多く残されています。中央部の丘陵
33 地から東部の低地までは、変化に富んだ地勢にあった特色のある地域農業が展開され、野菜、米、麦、
34

1 花き、果樹、茶、畜産など多彩な農業が営まれています。

2 本県は、農耕を基盤としてきたため丘陵地、台地、低地のほとんどの地域に里地・里山が広がって
3 います。本県で記録されている野生動植物種は約 16,000 種（日本の既知種の約 19%を占める）ですが、
4 多くの種は、低地から丘陵地帯にかけて広がる里地・里山的な環境に生息・生育しています。

5 東京都と埼玉県の境にある狭山丘陵は、面積は約 35km²（東西 11 km、南北 4 km）の広さで、人が自然
6 と関わってきた歴史を通じて、雑木林や谷戸※といった様々な環境が形成されており、都心から約 40 km
7 圏にあることから、首都圏に浮かぶ「緑の島」と称され、保全が進められています。狭山湖周辺の狭山
8 丘陵地帯は埼玉県立狭山自然公園に指定され、自然とふれあえる場所がたくさんあります。狭山丘陵の
9 東部に位置する緑のトラスト保全第 2 号地「狭山丘陵・雑魚入（ざこいり）樹林地」はコナラ、クヌギ、
10 アカシデ等の雑木林が広がり、湧水による沢と湿地が組み合わさり、多様な動植物の生息・生育環境を
11 つくりだしています。

12 県西部の武蔵野の台地にある三富地域は、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の 5 市町に
13 またがり、面積は約 32km² の豊かな農地です。屋敷地、畑、平地林を短冊状にきれいに区画された地割
14 景観が保全されています。平地林には、防風林として、コナラ、クヌギ、エゴ、アカマツ等が育成され、
15 燃料となる薪、堆肥となる落ち葉の供給源となります。

16 県北部と西部の間に位置する岩殿丘陵や比企丘陵等はゆるやかな丘陵地帯となっています。岩殿観音
17 のある物見山は展望がよく、特にアカマツとクヌギの緑が美しく映える武蔵嵐山周辺は、景観がすぐれ
18 ていることから、県立比企丘陵自然公園に指定されています。

19 県中央部の低地に位置する見沼田圃は、さいたま市と川口市の 2 市にまたがり、東京から 20~30km 圏
20 に位置しています。南北約 14km、外周約 44km、面積は約 13km² の大規模緑地空間です。かつてはほとん
21 どが水田で、水害から市街地を守るために開発抑制が行われてきました。現在は野菜、花、植木等の畑
22 が中心となり、芝川や見沼代用水、斜面林が一体となった美しい田園風景が広がっています。四季折々
23 の自然と豊かな里山風景の顔を持ち、一年を通して様々な植物が芽吹き、野鳥や動物たちが生きづく貴
24 重な「緑」の空間となっています。

25 このように丘陵地から低地に広がる里地・里山は、生態系サービスのひとつである供給サービスとし
26 て米や野菜を生産するだけでなく、その生産活動を通じ、県土の保全、水源涵養などの調整サービス
27 や、良好な景観形成、文化の継承といった文化的サービスをもたらすなど、多面的機能を発揮していま
28 す。しかし、近年、平地林や丘陵林でカシノナガキクイムシによるナラ枯れが拡大しており、生態系サ
29 ービスにも影響を及ぼすことが懸念されています。

30 <写真>

31

3 市街地

32

33 本県では、戦後の人口の急増に伴い、森林や農地から、宅地や工場用地への急速な転換が起こり、野
34 生生物の生息に適した多くの自然環境が失われてきました。

35 一方で、市街地にある公園緑地や小規模の樹林地等の緑地は、近年、野生生物に新たな生息環境を提
36 供するとともに、生物多様性を創出する場所として注目されています。また、市街地の緑地は避難場所
37 として防災に寄与し、緑と人々がふれあうことで心の癒し効果をもたらす等、多様な機能を発揮してい
38 ます。

1 また、本県では、都市部を中心に、地表面被覆の人工化や人工排熱の増加により気温が上昇するヒー
2 トアイランド現象が顕在化しています。樹木などの植物が生育する緑地は、ヒートアイランド現象や暑
3 熱環境の緩和など、都市環境の調整機能を有しています。

4 しかし、ある種の野生生物にとって市街地は食物資源が豊富で天敵がないため、本来の生息地であ
5 る里地・里山から市街地へと行動範囲が広がり、人間の生活に悪影響を及ぼしています。アライグマや
6 ハクビシンの家屋侵入、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の住宅街への出没、ムクドリやヒヨドリ
7 によるフン害など、野生鳥獣に関する様々な事例が発生しています。

8 <写真>

11 IV 生物多様性に対する県民意識の現況

12 本県では、2018（平成30）年度から毎年度、県内にお住まいの満18歳以上の男女（2018（平成
13 30）年度と2019（令和元）年度は3,000人、2020（令和2）年度～2022（令和4）年度は5000人）を
14 対象に、「県政世論調査」により生物多様性に対する意識の現況を調べてきました。この世論調査で
15 は、県民の皆様は「生物多様性という言葉を知っていますか？」という設問に回答していただきまし
16 た。

17 その結果、「言葉の意味も含めて知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」を
18 合わせた「知っている」の割合は、2018（平成30）年度は61.8%であったのに対して、2022（令和
19 4）年度には67.2%となりました。このように、「生物多様性」という言葉の認知度は徐々に増加して
20 おりますが、2017（平成29）年度に策定された県戦略において2021（令和3）年度までとして掲げた
21 目標値（認知度75%以上）には達していません。

22 県民の生物多様性に係る価値観と行動を変革するためには、「生物多様性」に対する認知度をさらに
23 向上させていく必要があると考えます。

26 V 現行の県戦略の成果と課題

27 2017（平成29）年度に策定された県戦略では、本県の多様な地域環境に応じた生物多様性を保全
28 し、持続可能な利用を実現させるため、以下の3つの基本戦略に区分し、生態系サービスの回復と機
29 能向上を目指す取組を展開してきました。

- 30 I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる
- 31 II 里地・里山の多様な生態系ネットワークを形成する
- 32 III 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

33
34 各基本戦略における取組を展開した中での成果と課題を以下に示します。

- 35 ○ 基本戦略I「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」

1 <取組>

- 2 ①適正な森林の整備と保全の推進
3 ②野生鳥獣の個体数管理により森林生態系への被害防止
4 ③森林生態系の野生動植物の保護の推進

5 <成果と課題>

- 6 * 「森林整備面積」に関する目標値を達成することができていない状況を踏まえ、今後も引き続き
7 適切な森林整備に努める必要があります。
8 * 温暖化による積雪期間の減少や過疎等により、ニホンジカの生息範囲は拡大しており、下層植
9 物等の食害が懸念されます。ニホンジカの生息範囲と密度を適正な水準まで減少させるために、県
10 主体の管理捕獲を継続する必要がありますが、捕獲の担い手である狩猟者の減少及び高齢化が依
11 然として進んでいます。
12 * 「希少野生動植物種の保護増殖」に関する目標値を達成することはできました。引き続き、絶滅
13 の恐れがある野生動植物種を保全するために、それらの調査等は継続して実施するとともに、県内
14 希少野生動植物種の保全を推進するため、関係機関等と連携し、市町村、学校、保全団体等への技
15 術支援を行い、保護増殖箇所の取組を進める必要があります。

16
17 ○ 基本戦略Ⅱ「里地・里山の多様な生態系ネットワークを形成する」

18 <取組>

- 19 ①里山・平地林整備の促進による生物多様性の向上
20 ②良好なみどりの保全の推進
21 ③多自然川づくりの推進
22 ④環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進
23 ⑤野生鳥獣の適正な保護管理による生態系サービスの回復
24 ⑥外来生物対策の推進による生態系の保全
25 ⑦多様な生態系と野生動植物の保全の推進

26 <成果と課題>

- 27 * 「緑の保全面積（累計）」に関する目標値は達成することはできましたが、生物多様性の保全な
28 ど里山・平地林の公益的機能を維持発揮していくためには、引き続き適切な整備・保全が必要で
29 す。SDGsに沿った環境配慮活動が社会全体に求められており、地域の里山・平地林の保全のた
30 め、森林所有者だけでなく、様々な主体による継続した活動が期待されています。
31 * 地域ボランティアの高齢化などにより、川の再生を目指して整備した施設の継続的な利活用や
32 維持管理が困難になっています。また、生物多様性の保全に取り組む活動を一部で実施する「川の
33 国応援団」についても、構成員の高齢化による登録団体の解散や活動の縮小が進んでいます。
34 * 環境負荷低減に向けて、IPM（総合的病虫害・雑草管理）栽培技術等の生産現場への普及するこ
35 とやエコ農業をさらに推進するため、低コストで導入できるよう、現場検証し体系化することが必
36 要です。また、有機農業の普及が不十分であるため、研修会を行うことにより農業者の技術向上を
37 図る必要があります。
38 * ニホンジカ及びイノシシの自然環境被害や農林業被害が起こらないレベルまで生息範囲と密度
39 を減少させるためには、今後も捕獲への努力量を維持し、効率的にマンパワーを振り分けていく必
40 要があります。また、野生動物の生息範囲は山間部から平野部へと広がっており、被害地域は広域

1 化しています。捕獲促進のため、狩猟者の育成確保、鳥獣に関する防除技術の開発等を進めること
2 が必要です。

3 * 「外来生物の認知度」に関する目標値は達成することはできました。しかし、その一方で、アラ
4 イグマの捕獲数は増加しているものの、農作物被害や生活被害を十分に抑制するまでには至って
5 いません。現状では個体数の抑制は困難なため、収穫されない野菜や果樹の放置や、空き家などの
6 隠れ場所に対する対策が必要と考えられます。また、クビアカツヤカミキリの被害も拡大してお
7 り、更なる情報収集や市町村などへの支援が必要です。外来生物の防除については、その生態に関
8 する最新の知見とともに、地域の自然環境に応じた対策の検討や、住民への啓発が不可欠です。

9 * 生物多様性保全を推進するためには、保全活動団体の活動内容、調査結果等の情報共有を進め、
10 保全活動の更なる推進をサポートしていく必要があります。

11 ○ 基本戦略Ⅲ「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」

12 <取組>

- 13 ①身近な緑の創出の促進
- 14 ②都市公園の整備による緑の創出
- 15 ③多自然川づくりの推進
- 16 ④都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理
- 17 ⑤外来生物による生活被害の防止
- 18 ⑥県民主体の生物多様性保全活動の推進
- 19 ⑦都市地域で生物多様性保全の普及啓発
- 20 ⑧生物多様性情報の収集と公開

21 <成果と課題>

22 * 「身近な緑の創出面積（累計）」及び「彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数（累計）」
23 に関する目標値は達成できましたが、緑化については、地域の状況に応じた配慮を求めるための継
24 続的な働きかけが必要です。

25 * 「生物多様性の認知度」の目標値を達成することができていない状況を踏まえ、より多くの県民
26 が生物多様性の損失は身近な解決すべき課題であることを認識するとともに、その保全に向けた
27 主体的な行動を促すための普及啓発・教育を更に充実させることが必要です。
28

1 表 埼玉県生物多様性保全戦略の目標値の達成状況

	目標	計画策定時	目標値	進捗状況					到達状況
				H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	
1	森林の整備面積(累計)	—	12,500ha	2,258ha	4,487ha	6,434ha	8,206ha	9,765ha	未達成
2	みどりの保全面積	531ha	557ha	542.6ha	545.8ha	547.6ha	556.8ha	558.2ha	達成済
3	外来生物の認知度	66.30%	75%以上	認知度調査実施なし	93.3%	93.8%	95.3%	94.50%	達成済
4	身近な緑の創出面積(累計)	—	250ha	94.8ha	164.9ha	227.2ha	288.9ha	371.9ha	達成済
5	彩の国みどりのサポーターズクラブ 入会団体数(累計)	233団体	310団体	284団体	348団体	465団体	570団体	583団体	達成済
6	希少野生動植物種の保護増殖箇所 数(累計)	88箇所	120箇所	116か所	119か所	144か所	147か所	147か所	達成済
7	生物多様性の認知度	70.30%	75%以上	認知度調査実施なし	61.8%	63.9%	67.7%	70.30%	未達成

2
3
4 **VI 県で取り組むべき課題**

5 埼玉県の生物多様性をとりまく自然環境などの現況、これまで展開してきた県戦略において取組を進
6 める中での現状評価、次期国家戦略が掲げる課題などを勘案して、今後取り組むべき主な課題を、以下
7 に示しました。

- 8
- 9 ○ 森林、里地・里山などの公益的な機能を発揮させるための適切な維持管理と保全
10 : 多様な主体による継続した保全活動を強化・推進する必要があります。
 - 11 ○ 野生動物(ニホンジカなど)の生息範囲の拡大による被害地域の広域化への対応
12 : 管理捕獲の継続、狩猟者の育成・確保、鳥獣害防除技術の普及啓発など、野生動物の生息範囲と
13 密度の縮減を図る取組が必要です。
 - 14 ○ 希少種保全の推進
15 : 絶滅危惧動植物種に関する調査や、県内希少野生動植物種の保護増殖に関わる活動の支援などが
16 必要です。
 - 17 ○ 特定外来生物の被害拡大への対応
18 : 被害及び防除技術に関する情報の収集、防除対策に関する検討と市町村支援、被害防止に関する
19 普及啓発などの取組が必要です。
 - 20 ○ 生物多様性保全活動支援の推進
21 : 活動団体の活動内容や調査結果などの情報共有、活動の担い手育成、サポート推進などが必要で
22 す。
 - 23 ○ 環境負荷低減の推進
24 : IPM 栽培技術、有機農業などの普及と技術向上、低コストでの導入を体系化することなどが求め
25 られています。
 - 26 ○ 生物多様性の認識・理解の向上

1 : 生物多様性に関する普及啓発と教育を推進する必要があります。

2 ○ 30by30 の推進

3 : 2030 年までに県土の 30%以上を保護地域および保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域
4 (OECM) として保全し、グリーンインフラなどとしての社会的・経済的価値を高める必要がありま
5 す。

6 ○ 生物多様性保全に係る取組を支える基盤の整備

7 : 生物多様性に関する基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データなどを収集・管理するとともに、
8 適切かつ迅速に利活用できるよう情報発信の基盤・体制を整備することが求められています。

1
2 【コラム3：埼玉県の30by30】
3

4 30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」（いわゆる「ネイチャーポジティブ：自然再興」）の実現に向けて、
5 2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標のことです。
6
7

8 G7各国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）は、2021（令和3）年6
9 月に英国で開催されたG7サミットにおいて、自国の生態系の少なくとも同じ割合を保全するこ
10 ことを約束しました。

11 日本では、陸域20.5%と海域13.3%（2021（令和3）年8月現在）が、国立公園の指定等によ
12 り保護地域として保全されています。

13 国立公園等の保護地域を拡充するとともに、里地里山、企業林、社寺林などのように、保護地
14 域以外で地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている場所（OECM: Other Effective
15 area-based Conservation Measures）を自然共生サイトとして認定し、30by30目標の達成を
16 目指すこととされています。

17 埼玉県は、県西部の山地や丘陵地に存在する国立公園や県立自然公園などは保護地域に認定
18 されることになるため、県土の30%以上が保護地域となる可能性が高いとされています。また、
19 県中央部から東部にかけて存在する里地里山、社寺林、屋敷林などはOECMとして、自然共生サ
20 イトに認定される潜在性を有しています。

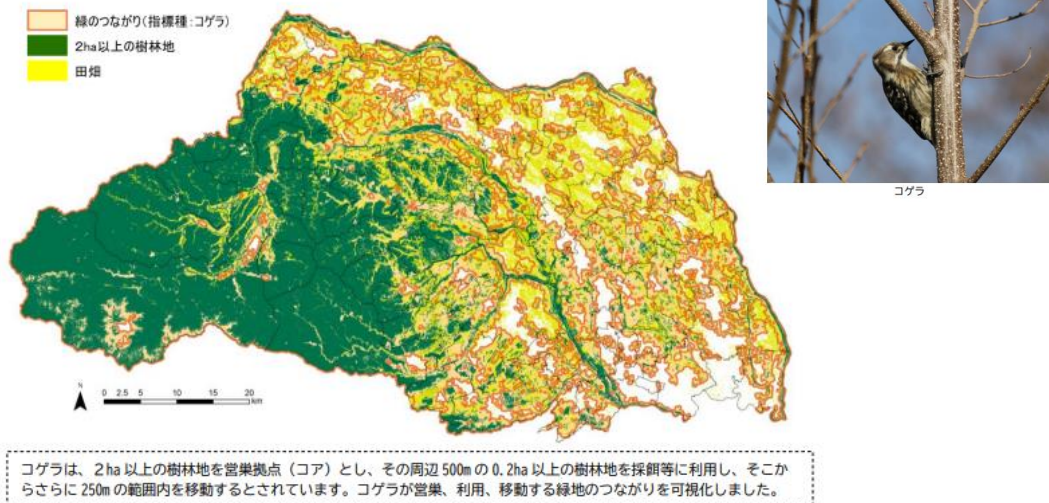


図11 コゲラを指標種とした緑のつながりの状況

第3次埼玉県広域緑地計画から

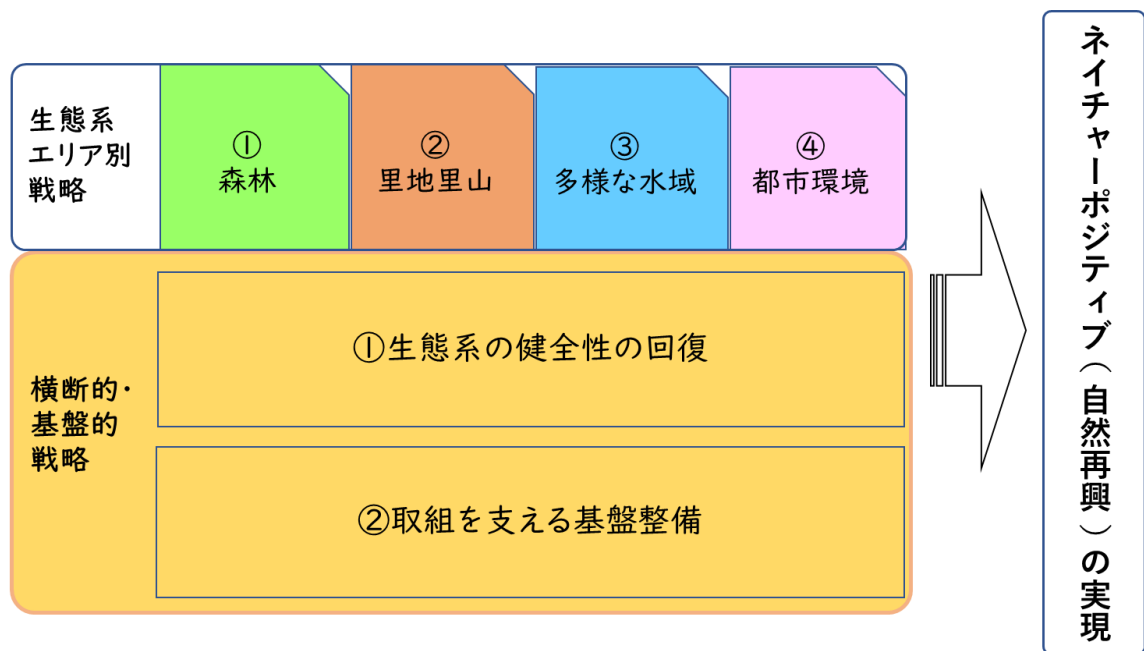
第4章 ネイチャーポジティブの実現に向けて

I 施策展開の方向性

前章「埼玉県の生物多様性をとりまく状況」を踏まえ、エリアや分野を越境する横断的・基盤的戦略に加え、エリアごとの生態系エリア別戦略を展開し、災害や気候変動等の様々な変化に対してもレジリエント※である（柔軟で回復力のある）健全な生態系を確保し、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を目指します。

また、生物多様性国家戦略 2023-2030 では、生物多様性保全のための新たなキーワードとして「ネイチャーポジティブ経済（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済）」も記載されました。企業等の事業活動は様々な形で生物多様性・自然資本に依存しており、生物多様性・自然資本を適切に保全・管理していくことが事業の持続可能性を高めることにつながります。各施策は、ネイチャーポジティブ経済の推進も念頭に展開していきます。

なお、この戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮などが盛り込まれている施策も含めています。



図● 本県における施策展開の方向性

Ⅱ 横断的・基盤的戦略

1 横断的・基盤的戦略① 生態系の健全性の回復

(1) 現状・課題

・健全な生態系は、我々の暮らしを支える多様な機能の発揮に欠かせないため、国は普通種を含めた生物群集全体の保全の観点から、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成を指標とし、国土全体にわたって生息・生育・繁殖地の確保と連結性の向上を図ることとしています。

・本県においては、県土の〇%が法的な自然環境の保護地域※であり、陸域の30%は超えています。特に丘陵地～低地において、「保護地域以外の場所で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」による保全の取組を進める必要があります。

・また、各生態系の構成要素（森林、農地等）の減少や生育・生息環境の変化など、生態系の規模や質の低下が現在も継続しているとともに、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が引き続き減少傾向にあり、今後、生態系の健全性の回復を図ることが求められています。

(2) 施策の方向性

・里地里山、企業林、社寺林などのように、保護地域以外で地域、企業、団体等によって生物多様性の保全が図られている場所（OECM）による保全の取組を促進することにより、保護地域を核とした広域的な生態系のネットワーク形成を図ります。

・また、生態系の健全性の観点から、人と野生生物の適切な関係の構築に向けて、希少野生動植物の保全、特定外来外来生物対策、鳥獣保護管理等の取組を推進します。

(3) 主な取組

ア 「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」の取組の促進、支援

・OECMに関して、国が認定する「自然共生サイト※」への参加を促すため、自治体、団体、企業等へ情報提供、助言等を行うとともに、「自然共生サイト」として管理が継続的に行われるよう最新情報の提供、取組事例の情報共有等を行います。

【目標値】

指標名	目標値（令和5年度～8年度の累計）
県内「自然共生サイト」の認定数	8件

1
2
3 1 指標の定義

4 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域で、環境省の「自然共生サ
5 イト」として認定された件数。

6 2 指標の選定理由

7 自然共生サイトは、民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的とし
8 ない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域として国が認定している
9 ことから、この指標を選定しました。

10
11
12
13
14 【コラム4：自然共生サイト】

15
16 2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする
17 世界目標（30by30目標）を達成するため、我が国においては、陸と海の少なくとも同じ割合を
18 保全・保護することが求められています。それには、国立公園などの保護地域の更なる拡充の
19 みならず、事業者、民間団体・個人、自治体などによる様々な取組によって、本来の目的に関
20 わらず生物多様性の保全が図られている区域を、国（環境省）が「自然共生サイト」として認
21 定するとともに、その対象区域を「OECM（Other Effective area-based Conservation
22 Measures）」として国際データベースに登録し、保全を促進する必要があります。

23 「自然共生サイト」の対象地としては、例えば、企業が所有する森林、ビオトープ、里地里
24 山、社寺林、屋敷林、森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育のための森林、遊
25 水池、河川敷、水源涵養の森林などが挙げられます。



イ 希少野生動植物の保全

- ・絶滅の恐れの高い野生生物をリストアップした埼玉県レッドデータブック（動物編・植物編）を発行し、県民の生物多様性の保全への理解を深めます。
- ・絶滅の恐れが高く特に保護が必要とされる野生動植物については、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年条例第11号）」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定や「希少野生動植物保護地区」等の設置について検討を進め、絶滅危惧種の保護に努めます。
- ・「県内希少野生動植物種」の自生地を保全するため、埼玉県希少野生動植物保護推進員、地元の市町村、団体、地域の方と連携した活動を推進していきます。
- ・「県内希少野生動植物種」の種の保存のため、地元の市町村や保全団体、学校等と連携した保護増殖の取組を推進していきます。

【目標値】

指標名	目標値（令和4年度～令和8年度の累計）
希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数	10か所（累計）

1 指標の定義

「希少野生動植物の種の保護に関する条例」で、県内希少野生動植物種に指定されている種の新規保護増殖箇所数。

2 指標の選定理由

特に保護が必要とされる条例指定種の保護増殖の必要性について、県民の理解を深めるため、この指標を選定しました。

ウ 特定外来生物対策

- ・地域固有の野生生物を保全するため、外来生物の駆除等これまで実施してきた施策を引き続き進めます。
- ・特定外来生物のアライグマは繁殖力が強く捕獲頭数は著しく増加していることから、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村と連携した防除により、生態系被害や農林業・生活被害の抑制に努めます。
- ・特定外来生物のクビアカツヤカミキリは、県内のサクラなどで被害が拡大していることから、「被害防止の手引き」による情報提供や注意喚起及び市町村や県民に広く呼びかけて情報収集を実施します。さらに、現地調査や防除に係る技術的助言等、市町村が行う防除を支援することによりさらなる蔓延防止を図ります。

1 ・河川における特定外来生物（オオクチバス、コクチバス等）の駆除及び対策の必要性の普及啓発
2 を図ります。また、埼玉県漁業協同組合連合会と連携し、ブラックバス等外来魚駆除の実演・講習
3 会等の開催により、漁業者の駆除技術の向上を図り外来魚対策を推進します。

4 ・特定外来生物の侵入及び分布状況について情報収集を行い実態の把握に努めます。また、県民の
5 生命、財産に緊急かつ甚大な危害を及ぼすおそれのある特定外来生物について、県内への侵入状況
6 を監視するとともに、その防除に努めます。

7 ・外来生物による被害を未然に防止するため、外来生物や生態系へ与える影響等について県政出前
8 講座などを行い、県民の知識向上を図ります。併せて、外来生物被害予防3原則「入れない」、「捨
9 てない」、「拡げない」の普及啓発を行い、外来生物の被害防止対策への意識の醸成を図ります。

【コラム5：外来生物対策～被害を増やさないために～】

15 アライグマはもともと北米や中南米に生息する野生動物で、日本にはペットや展示用として
16 持ち込まれました。その後、飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして各地で野生化
17 しました。本県では、農作物への被害や人家に住みつく等の生活被害が広範囲で発生し、2022
18 （令和4）年度には捕獲数が1万頭を超えました。

19 このように、外来生物の中には自分の意志ではなく、ペット、展示や食用等の目的で人間に
20 より日本に持ち込まれたものが多くあり、その結果、野生化し、厄介者として捕獲、処分され
21 ています。そういった意味では、外来生物から被害を受ける人間や在来種だけでなく、外来生
22 物自身も人間の仕業による被害者と言えます。

23 私たちは、これ以上被害者を増やさないよう努めなければなりません。そのためには、外来
24 生物対策は捕獲だけでなく、「無意識なエサやり*はしない」、「居場所を作らない」などの外来
25 生物が生息、繁殖しにくい環境作りを含めて行うことが大切です。今一度、私たちの身の回り
26 を点検してみましょう。

* 無意識なエサやり

29 私たちは、普段の生活の中で野生動物に無意識にエサやりをしている可能性があります。

30 例：屋外に放置したペットフード、収穫しないまま放置した庭のミカン、柿などの果実、
31 廃棄するまで放置した畑の農作物

1
2 【コラム6：アカミミガメとアメリカザリガニ】
3

4 外来種とは、もともと自然に分布した生息範囲外に人が持ち込んだ生物のことをいいます。
5 外来種には、海外から日本に持ち込まれたもの（国外外来種）と国内由来のもの（国内外来
6 種）があります。

7 外来種による被害を予防するために、①まず外来種はむやみにもともと自然に分布した生息
8 範囲外に「入れない」ことが重要で、②すでに生息範囲外に入っており、飼っている外来種が
9 いる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、③野外で外来種が繁殖し
10 てしまっている場合には、それ以上「拡げない」ことが大切です（外来種被害予防三原則）。

11 ペットとして私たちの身近な生き物であるアカミミガメとアメリカザリガニも、もともとは
12 米国東南部からメキシコが原産の野生動物で、ペットや食用ウシガエル養殖用の餌として日本
13 に持ち込まれました。そういった個体が逃げたり捨てられたりして現在は全国に広く定着し、
14 在来種への影響や農業被害を及ぼすため、特定外来生物に指定され、2023（令和5）年6月1
15 日から規制がスタートしました。

16 特定外来生物は原則、飼養等が禁止されますが、アカミミガメとアメリカザリガニは一部の
17 規制を適用除外とする「条件付特定外来生物（通称）」とされ、今後もペットとして一般家庭で
18 飼うことは可能です。

19 アカミミガメとアメリカザリガニは、すでに全国に広く定着していますが、これ以上拡げな
20 い、被害を増やさないためにも、一度飼ったら決して逃がしたり捨てたりせずに、寿命を迎え
21 るまで大切に飼い続けてください。
22

1 Ⅰ 野生鳥獣の適正な保護管理

2
3 ・野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害は近年の対策等により拡大の鈍化又は減少の兆候を示していますが、いまだに深刻な状況にあります。ニホンジカ及びイノシシについては「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するなど、被害の原因となる鳥獣の狩猟などによる捕獲を促進し、適正な保護管理に努めます。

7 ・狩猟者の人口は長期的に減少してきており、依然として高齢化が進んでいることから、健全な森林を保全し、農作物被害、生活被害の原因となる鳥獣の狩猟等を促進させるため、狩猟者の確保及び狩猟技術の向上を促進します。

10 ・耕作放棄地や空家の適切な管理やニホンザルの追い払い活動等、一般住民も参加した地域ぐるみの対策など、ニホンザルの効果的被害対策を推進します。また、IoT・ICT 捕獲システムを活用した効果的な捕獲技術の向上に努めます。

13 ・市町村に対し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の策定や鳥獣被害対策実施隊の設置を促進するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する指導者を育成します。

16 ・市町村等と連携し、鳥獣による被害状況や対策、個体数調整等の情報の共有化を行います。また、周辺都県等と連携し、広域的な個体数調整を促進するとともに、被害状況や対策の情報共有、被害防止技術の開発・普及等を推進します。また、人と獣との緩衝帯となる里山の整備を行い、容易に獣が人里に近づけない環境をつくります。被害の顕著な森林においては、シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するため、獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置します。

【コラム7：ワンヘルス～人、動物、環境の健康はひとつ～】

国連の報告書によると、新興感染症でありパンデミックを引き起こしている新型コロナウイルス（COVID-19）は、野生動物由来の人獣共通感染症*である可能性が指摘されており、あらためて新興感染症と生物多様性との関係が注目されました。

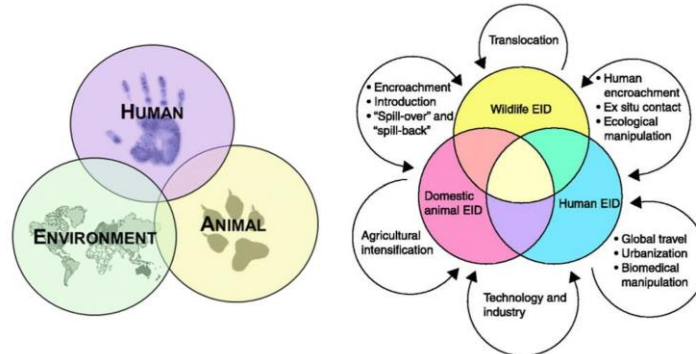
「IPBES パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」によると、新興感染症の70%とほぼ全ての既知のパンデミックは、人獣共通感染症とされており、今後も、人間による森林開発や農地化等の土地利用の変化、それに伴う生態系の劣化、気候変動での野生動物の生息域の変化や、野生動物の取引等により野生動物と人の接触が増えることで、動物由来の新しい感染症が発生し、流行するおそれがあります。

このように、人と動物、それを取り巻く環境（生態系）の健康は、相互につながり、影響し合う「ワンヘルス」であり、このような状況の中、私たちは、どれが欠けても成立しないとの考えのもと、各分野の関係者が横断的な課題に対し、連携してその解決に向けて取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を強化しなければなりません。

* 人獣共通感染症

同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症。

例) 鳥インフルエンザ、狂犬病、エキノコックス症



ワンヘルスイメージ図

2 横断的・基盤的戦略② 生物多様性に係る取組を支える基盤整備

1 (1) 現状・課題

- 2 ・生物多様性に関する基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データなどを収集・管理するとともに、
3 適切かつ迅速に利活用できるよう情報発信の基盤・体制を整備することが求められています。
- 4 ・生物多様性の4つの危機（開発等、働きかけの縮小、外来種・化学物質、気候変動）に加え、その
5 背後にあるもう一つの危機として、生物多様性への認識や関心の低さ（主流化されていないこと）が
6 あります。体験学習や自然とのふれあい等を通じて、生物多様性の重要性を認識し、それを守るため
7 の行動を分かりやすく伝えていくことが求められます。
- 8 ・各地域における保全活動は、人口減少や高齢化による活力の低下が懸念され、地域・人・活動のつ
9 ながりを強化していくことが必要です。
- 10 ・持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まり、多様な主体の連携によって、持続可能な取り組み
11 の実現が求められており、埼玉版 SDGs では、「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」を重点テーマの
12 一つとしています。

14 (2) 施策の方向性

- 15 ・生物多様性保全の取組及び情報活用を促進するため、基礎的・科学的な基盤情報やデータの収集・
16 整備を推進します。
- 17 ・生物多様性保全活動を推進するため、各地域で連携した保全活動を促す支援や、県民、行政、事業
18 者、民間団体等の各主体の連携強化に努めます。
- 19 ・次代の担い手となる子どもたちへ生物多様性が大切であることを伝えるため、デジタル技術等も活
20 用した学校教育を通じた普及啓発、自然とのふれあいや保全活動への参加促進等を図ります。
- 21 ・埼玉版 SDGs の達成に向け、多様なステークホルダー※の積極的な参画及び連携を推進します。

23 (3) 主な取組

24 ア 動植物に関する情報の収集・管理・発信

- 25
- 26 ・埼玉県生物多様性センター（環境科学国際センター）では、生物多様性の保全推進と、それに対す
27 る県民の理解を深めるため、「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」において、県内の動植物に
28 関する情報の収集・管理・発信に努めます。
- 29 ・自然環境の変化を長期的に把握するため、継続的な調査・モニタリングの実施による生物分布等の
30 基礎的情報を蓄積し、管理します。
- 31 ・生物多様性保全上の価値等を地図上で「見える化」する手法の構築や各主体による調査データの相
32 互利用等を実現するための標準形式への統一やオープンデータ化に努めます。
- 33 ・できるだけ多くの県民が生物多様性保全の大切さや緑への関心を持ち続けられるよう、県民参加の

1 調査を行うとともに、「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」、環境科学国際センターにおける環
2 境学習スペース「彩かんかん」、「埼玉みどりのポータルサイト」、各種SNSなどを幅広く活用し、
3 様々な情報を発信していきます。

4 <図：「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」(仮)>

7 【目標値】

指標名	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
埼玉県生物多様性情報プラットフォームの年間アクセス数	—	2万人/年

8 *サイトにアクセスしてから退出するまでを1とカウント。

9
10 1 指標の定義

11 埼玉県生物多様性センター（環境科学国際センター）に整備した「埼玉県生物多様性情報
12 プラットフォーム」への年間アクセス数。

13
14 2 指標の選定理由

15 「埼玉県生物多様性保全プラットフォーム」は、県民や団体、市町村などに分散している
16 特定外来生物生息状況等の地域の生物多様性や自然環境に関する様々な情報を収集しデータ
17 ベース化し、一元的な管理や情報発信の場として活用されています。

18 多様な主体が生物多様性の情報を様々な活用することが、より一層、県民の理解と関心を
19 高め、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化につながるた
20 め、この指標を選定しました。

21
22
23
24
25 **イ 多様な主体と協働した保全活動の促進**

26
27 ・多様な生態系の保全を目指し、多くの人たちが身近な場所で生物多様性の保全活動の取組に参加し
28 活動の輪を広げるため、埼玉県生物多様性センター（環境科学国際センター）において、「埼玉県生
29 物多様性保全活動団体登録制度」を活用し、関係者間の情報共有や連携を強化することにより、保全
30 活動の活性化を図ります。

31 ・市町村の生物多様性地域戦略の策定に向けた働きかけを行い、埼玉県生物多様性センター（環境科
32 学国際センター）が関連情報の提供や助言などの支援を行います。

1
2 **【目標値】**

指標名	現状値（令和3年度）	目標値（令和4～8年度の累計）
県民調査報告件数	1,000件	5,000件

3
4
5 **1 指標の定義**

6 県民との協働で実施した調査により、県に報告された調査結果の件数。

7
8 **2 指標の選定理由**

9 県民が参加した調査結果の報告件数は、県民との協働で行う環境保全活動の活性度を表す
10 と考えられるため、指標として選定しました。

11
12
13
14 **ウ 普及啓発・担い手育成**

15
16 ・生物多様性をテーマとした県政出前講座やイベント、野生鳥獣の扱いに関する県民からの相談など
17 様々な機会を捉えて、県民や企業等に対し、生物多様性保全の普及啓発を推進していきます。出前講
18 座等においては、食品ロス削減や有機農業等への理解促進を進める等、生物多様性に配慮した消費行
19 動を促すよう努めます。野生鳥獣の扱いに関しては、「野生動物にはエサを与えない」、「野鳥のヒナ
20 を拾わない」といった鳥獣保護及び管理に関する正しい知識や、鳥獣との適切な関わり方についての
21 普及啓発にも努めます。

22 ・環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付ける学習機会を提供するため、環境科学国際セ
23 ンターにおいて試験研究機関として培った科学的知見を生かした「彩の国環境大学」※の講座や生態
24 園を活用した自然体験教室を開催します。

25 ・自然に対する理解を深め、生物多様性保全の普及啓発を図るための施設である「埼玉県自然学習セ
26 ンター・北本自然観察公園」、「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」及び「さいたま緑の
27 森博物館」において、それぞれの特徴を生かした自然観察会や体験教室などの自然に関するイベント
28 を実施します。

29 ・小中学校及び高等学校が対象の「野生の生きものとふれあう学校」※の指定や『「みどりと生き物』
30 の学習コンテンツ」※の活用など、次世代を担う子供たちに緑や生き物に関する学習機会を提供し、
31 生物多様性の保全や緑の効用・重要性について理解を深めることで環境意識の醸成を図り、将来的な
32 担い手の確保につなげます。

33 ・みどりの保全・創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしなが
34 ら適切に連携・協働できる体制を目指しつつ、生物多様性の保全に寄与した彩の国みどりのサポータ
35 ーズクラブの活動の充実を図ります。

1 ・多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図るとともに広報を工夫し、農林公園、森林ふれあい施設（県民の森、みどりの村、彩の国ふれあいの森、100年の森、越生ふれあいの里山）等の老朽化対策や利便性向上に向けた整備を行い、利用促進を図ります。

5 ・森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等について理解を深めるため、森林資源を生かした施設の充実や、森林インストラクター等の育成、森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

8 ・県民が恵み豊かな川を更に実感できるよう、水質に加えて水生生物の調査研究・情報発信を行います。

11 【目標値】

指標名	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
生物多様性の認知度	70.3%	75%以上

12 1 指標の定義

13 県政世論調査で「生物多様性」という言葉について、言葉の意味も含め知っている又は言葉は聞いたことがあると回答した県民の割合。

14 2 指標の選定理由

15 全ての人が生物多様性の言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことが重要であり、生物多様性に関する多種多様な取組に対する総合的な評価であることから、この指標を選定しました。

1
2 【コラム8：今すぐ実践！生物多様性を守るための5つアクション ～MY 行動宣言～】

3
4 生物多様性の恵みがあることではじめて、私たちが暮らしていくことができます。

5 一人一人が、自ら生物多様性を体感し、命の連鎖や多くの生物とのつながりを認識する
6 ことで、生物多様性の保全の大切さを理解することが重要です。

7 次の5つの中からできることを選んで、あなたの「MY 行動宣言」として宣言し、今日
8 から生物多様性を守るために行動しましょう！

9
10 せいぶつたようせい まも わたし
生物多様性を守るために、私たちにできるアクション！

11 マイ こつ どう せん げん
MY 行動宣言





12 生物多様性とは、たくさんの生きものがつながりあって暮らしていること。

13 生物多様性を守るためには、まずは暮らしの中で、生きものとのつながりを感じることが大切。水や空気はもちろん、食べものや着るものの材料、木材、葉の原料など、いろいろな生きもののおかげで、私たちは生きています。

14 次の5つの中からあなたにできることを選んで「MY 行動宣言」しましょう。生物多様性の恵みを受け続けられるように、一人ひとりが「MY 行動宣言」をして、今日から行動しましょう！

15
16 MY 行動宣言 5つのアクション 詳しくはこちら

17 ※上記のボタンをクリックするとそのアクションの詳細がポップアップで表示されます。

- 18 Act 1  地元でとれたものを食べ、旬のものを**味わいます**。
- 19 Act 2  自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものに**ふれま**
20 **す**。
- 21 Act 3  自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝えます**。
- 22 Act 4  生きものや自然、人や文化との「つながりを守るため、
23 地域や全国の活動に**参加します**。
- 24 Act 5  エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで**買います**。

25 ● お住まいの都道府県

26 ● 性別 男 女

27 ● 年齢 10代未満 10代 20代
 30代 40代 50代
 60代 70代以上

28
29
30
31
32 宣言する

33
34 【MY 行動宣言 5つのアクション版 問い合わせ先】
35 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）事務局
36 （環境省自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室）
37 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
38 shizen-suishin@env. go. jp
39
40

1
2 **【コラム9：自然に触れよう！自然を学ぼう！】**
3

4 県内には、自然に対する理解を深め、生物多様性を学ぶことができる施設や公園があり
5 ます。いきもの観察や雑木林の散策に出掛けて、身近な自然にふれてみませんか？
6

7 \ 今まで気付かなかった自然のすばらしさや
8 不思議さを体験しよう／

9 **県自然学習センター・北本自然観察公園**

10 自然や環境問題を学習できる施設です。周りには、
11 樹木や湿地などの自然環境を生かして整備された公
12 園もあります。
13



14
15 \ 「水鳥の楽園」「虫たちの森」など、
16 テーマをもつ5カ所のスポットを巡ろう／

17 **県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市）**

18 身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さや
19 自然と人の関わりなどを考えるための5つのエリア
20 とセンターエリアがあります。
21



22
23 \ 落ち葉かきや稲作など
24 里山体験イベントに参加しよう／

25 **さいたま緑の森博物館（入間市）**

26 狭山丘陵に残る武蔵野の雑木林や里山の水田など、
27 自然そのものを展示物としたフィールドミュージア
28 ムです。
29



30
31
32
33 **行ってみよう！県の自然公園**

34 県内には、秩父多摩甲斐国立公園と10か所の県立自然公園があります。雲海で人気の美
35 の山や長瀨の宝登山などへハイキングに出掛けて、歩きながら風景を楽しんでみませんか？
36

37 ▼見どころなど詳細はこちら▼

38 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/shizenkouen/midorishizenka.html>
39
40

エ 埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム

・本県では、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、部局横断かつ官民連携による全県的な SDGs 推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」で SDGs 達成に向けた取組を推進します。2021（令和3）年度には内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、「埼玉県 SDGs 未来都市計画」を策定しており、多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全・創造し、バランスの取れた生態系が維持されるよう取り組んでいます。

・埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォームに設置された「埼玉の豊かな水とみどりを育む」分科会や自ら SDGs に取り組む県内企業等を登録する「埼玉県 SDGs パートナーシップ登録制度」など、県内の多様なステークホルダー※のパートナーシップをもって SDGs を推進する体制を推進します。

1
2 【コラム 10：埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」
3 分科会】
4

5 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」
6 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために定めた 2030（令和 12）年までの 17 の目
7 標（ゴール）です。

8 SDGs は生物多様性とも深く関わっており、17 の目
9 標を「3つの層」に分類し、総合的に捉える「SDGs
10 ウェディングケーキモデル」では、私たちの世界はま
11 ず「環境」が土台にあって、その上に「社会」や「経
12 済」が成り立っていることを示しています。下から順
13 に、環境に支えられて社会が成立し、その社会に支え
14 られて経済が動いており、経済と社会が持続可能であ
15 るためには、環境つまり生物多様性が生み出す生態系
16 サービスが必須であるというものです。



17 埼玉県では、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやす
18 い埼玉県」実現のため、「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」が設置されています。

19 「ワンチームで埼玉版 SDGs を推進する」という目的に賛同する企業・団体等が随時入会可能で
20 す（現在、1,000 を超える企業・団体等の方が入会しています）。

21
22 **埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム「分科会」**

23 埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォームでは、特定の分野におけるテーマを会員間で検討する
24 「分科会」を設置することができます。現在、4つの分科会が設置されており、そのうちの
25 一つに「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会があります。

26
27 <<「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会>>

- 28 ○ 設置目的：県民、企業・団体、行政など多様な主体が、それぞれつながりつつ、「ひとり
29 一人が主役」となって行動し、豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉を実現す
30 る。
- 31 ○ 部会
 - 32 1 水辺空間の持続可能な利活用及び環境課題解決に向けた検討部会
 - 33 2 都市公園の持続可能な利活用と環境保全に関する検討部会
 - 34 3 里山や平地林などの自然環境の保全に関する検討部会
 - 35 4 プラスチック資源の循環利用促進に関する検討部会

Ⅲ 生態系エリア別戦略

1 生態系エリア別戦略① 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

(1) 現状・課題

- ・本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、水源かん養や生物多様性の保全、木材等の林産物の供給、二酸化炭素吸収源対策（気候変動緩和策）、レクリエーションの場の提供等多くの機能を有します。
- ・しかし、林業の低迷から森林の約半分を占めるスギ、ヒノキ等の人工林が伐採・利用されず森林の高齢化が進んでおり、間伐など手入れの不足やニホンジカの食害などによる森林の荒廃も見られ、森林の機能が低下し、生態系サービスが損なわれることが懸念されています。

(2) 施策の方向性

- ・適切な間伐、人工林への広葉樹植栽による針広混交林化や、保護林や緑の回廊の設定等の取組を通じ、森林の有する多面的な機能を発揮させる森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開します。特に、地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等に貢献する森林の適切な整備等を進めていきます。
- ・また、健全な森林生態系が保たれるよう、野生鳥獣の適正な管理や山地の優れた自然環境の保全を推進します。

(3) 主な取組

ア 多様な森林づくりの推進

- ・市町村と連携しながら、伐期を迎えた人工林の伐採・再造林を促進して森林の循環利用と森の若返りを図るなど、適切な森林整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。併せて、森林の循環利用に取り組む林業事業者への支援や、森林資源調査の実施と成果の市町村への提供など、他主体との連携、支援を進め、林業に対する意欲の創出を図ります。さらに、県産木材の住宅への利用促進や公共施設の木造化・木質化などにより、森林の循環利用を促進します。
- ・間伐など適正な森林整備により針広混交林を造成するなど、生物多様性保全、水源かん養、洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等森林が有する公益的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。
- ・森林経営管理制度の活用により、市町村による森林所有者への森林施業の意向調査や意欲と能力のある林業経営体への委託を促進し、森林施業の集約化を進めます。

1 ・林業事業者が行う施業の集約化・団地化を促進するため、森林の整備を行う林業経営体や人材の
2 育成を支援します。

3 ・水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が期待される森林については、保安林
4 の指定を計画的に推進します。保安林や治山施設の整備により森林の持つ公益的機能を保全しま
5 す。

6 ・林業に関心の高い若者のほか、県内外から幅広い層の新規就業を募るため、埼玉県林業労働力確
7 保支援センター等を支援し、本県の林業の魅力を発信します。新規就業者に対して、林業の知識や
8 技術を身に着ける研修や就業先とのマッチングを実施するとともに、地域に定着できるよう移住・
9 定住支援を行います。

10 ・埼玉県地域森林計画において、生物多様性保全機能の維持増進を図る区域として施業の指針を定
11 め、市町村森林整備計画の策定の方向性を示します。

13 【目標値】

指標名	目標値（令和4年度～8年度の累計）
森林の整備面積	12,500ha

14 1 指標の定義

15 間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。

16 2 指標の選定理由

17 水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、森林整備が
18 不可欠であるため、この指標を選定しました。

24 イ 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止

25
26 ・ニホンジカやツキノワグマによる樹木の剥皮被害の顕著な森林では、野生鳥獣の侵入防止対策な
27 ど森林への獣害防止対策を推進し、樹木を健全な状態に保ち、森林が有する多面的機能の維持・回
28 復を目指します。

29 ・ニホンジカなど野生鳥獣が高密度で生息する場所での食害による森林生態系の被害を防止するた
30 め、狩猟等による捕獲促進を行い適正な個体数管理に努めます。

31 ・ニホンジカなど野生鳥獣の生息状況調査や森林生態系への影響に関する情報収集や、捕獲促進の
32 ための捕獲技術の向上を図り、森林被害を未然に防止できるよう努めます。

33 ・森林の獣害地について、自然力の活用により整備コストを縮減した環境林整備※の手法を確立・普
34 及する。

ウ 森林生態系の保護の推進

・自然及び利用環境の質を向上させるための保全・管理に関する取組の充実や管理体制の推進を図ります。

・秩父地域を中心とした山地の優れた風景地は自然公園に指定されており、優れた天然林や野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。

・自然公園においては、登山道の整備や野生動植物の保全を推進します。また、埼玉県自然公園指導員と連携し、登山者やハイカー等に対する公園利用のマナー向上や自然公園に関する情報の提供を通じて、県民の自然保護への関心を高めます。

2 生態系エリア別戦略② 里地・里山の多様な生態系ネットワークを形成する

(1) 現状・課題

・埼玉県に広がる平地林などの里地・里山は、多様な生物を育てて来ました。戦後、このような里地・里山は急速に減少するとともに、暮らし方（ライフスタイル）の変化や、高齢化に伴う担い手不足などにより手入れが行き届かず、これまで人が管理することで維持されてきた多様な生息環境が失われる例も見られます。こうした、人による里地・里山の管理・利用などの自然に対する働きかけが少なくなることと比例して、イノシシやシカなどの個体数の増加に伴い人里への出没の増加が見られ、人の暮らしや農作物等に対する鳥獣被害も深刻化しています。

・里地・里山の多様な生態系ネットワークを形成するため、人々の暮らし方の変化も踏まえた里地・里山の保全・活用を推進することが重要です。

(2) 施策の方向性

・優れた自然環境を有する里地・里山を核として、多様な生態系の保全と回復を進め、有機的に結びつくネットワークの形成を目指します。生物多様性の回復に向けて、里地・里山の整備、緑の保全を推進します。

・生物の生息・生育環境の場となる緑地の確保・保全を通じ、生態系ネットワークを形成するとともに保全した緑地を市町村や団体・企業等と連携して持続的な利用に取り組んでいきます。

(3) 主な取組

ア 里地・里山整備の促進による生物多様性の向上

・戦後の都市化の進展などにより、里地・里山など身近な緑が減少しています。多様な生態系を確保

1 するため、残された里山の整備や更新のための伐採を進め、適切な状態に維持する必要があります。

2 ・生物多様性の保全には、人の関わりが重要であるため、より一層、県民の理解と関心を高め、生物

3 多様性の保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図ります。

4 ・地域住民や市民団体等が取り組む里地・里山整備や、里地・里山を適切に維持管理するため、~~一~~の繁

5 茂してしまった竹やササ等の刈り払いや、~~一~~草地の管理、やぶ化してしまった農地の管理等を行う地域

6 の活動を支援します。整備後は、憩いの場や子供達の自然体験や学校での自然環境教育等の学習の場

7 として広く活用することを推進します。

8 ・農業、農山村の持つ多面的機能を維持・発揮するために行われる地域の共同活動を支援します。

9

10 イ 緑の保全の推進

11

12 ・緑の持続性を確保するには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。

13 ・県と市町村は、良好な自然環境や豊かな生態系を形成して埼玉らしさを感じさせる平地林や、グ

14 リーンインフラとして多様な機能を有してまちの魅力向上に資する緑地など広域的な視点から保全

15 の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地[※]の指定を促進していきま

16 す。

17 ・また、「ふるさとの緑の景観地」をはじめ保全の必要性・緊急性が高く、市町村の「緑の基本計

18 画」等に位置付けられている緑地などを市町村や環境団体と連携・協働して公有地化を図るなど、

19 持続的な保全・活用を進めます。

20

21

【目標値】

指標名	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
緑の保全面積	557ha	569ha

22 1 指標の定義

23 特別緑地保全地区[※]及び近郊緑地特別保全地区[※]の指定面積、緑のトラスト保全地[※]の面

24 積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地[※]指定面積等の合計。

25 2 指標の選定理由

26 これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることか

27 ら、この指標を選定しました。

28

29

30

31

32

33

34

35

36

3 生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する

(1) 現状・課題

・河川は、県土全体の面積の3.9%を占め（全国第2位）、森林や農地、都市など、野生生物の生息地をつなぐ生態系ネットワークの重要な基軸となる環境です。しかし、河川改修による生息環境の単調化やダムなどによる上流と下流の連続性の分断などが起きており、多自然川づくり^{*}等による河川環境の保全再生が必要です。

・自然湿地は、埋立や植生遷移に伴う陸地化の進行により減少の一途を辿っています。湿地は、多くの野生生物が生息する重要な場所であるため、その保全や再生が求められます。

・県土全体の面積の11%を占める水田は、元々自然湿地に生息していたと考えられる多様な動植物の生息・生育環境として機能しています。しかし、農家の高齢化や後継者不足のために水田の耕作放棄が増えることで、水域への依存度の高い動植物の減少の他、洪水防止や暑熱緩和といった多面的な機能の低下が懸念されます。環境負荷低減に配慮しつつ、持続可能な米作りを進めることが求められます。

(2) 施策の方向性

・多自然川づくり等による河川生態系の保全を行い、河川内に流速や水深、植生等の変化に富んだ多様な生息環境の創出や上下流の連続性の確保を図ります。

・環境、社会、経済の三側面から豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉を実現するため、地域や民間事業者等と連携し、新たな川の再生を推進します。

・様々な主体による湿地生態系の保全活動を推進します。様々な生物が湿地や河川、水田間を往来することで、異なる水域どうしが有機的に結びついた生態系ネットワークを形成します。

・水田の耕作放棄対策を進めることで、米の生産の場としての機能だけでなく、多様な動植物の生息生育環境、洪水防止、暑熱緩和といった水田の有する多面的な機能の維持を図ります。また、環境負荷の低減を重視した水田耕作を推進し、水田生態系の生物多様性保全を図ります。

・「みどりの食料システム戦略（農林水産省2021）」において、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、有機農業の取組面積拡大等が2050（令和32）年目標として掲げられていることから、引き続き有機農業等の環境負荷低減に向けた取組を推進します。

(3) 主な取組

ア 多自然川づくり推進（恵み豊かな川との共生）

・河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、多自然川づくりを進めます。

1 ・川の豊かな環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を
2 実現するため、地域と連携・協働して「Next 川の再生」を推進します。

3 ・地域による自立的で持続的な取組を推進するため、「川の国応援団[※]」が実施する生物調査等、川
4 との共生に取り組む地域団体などへの活動支援を拡充させ、豊かな水と緑を育む河川環境（生物の
5 生息・生育に配慮した水際等）を整備します。また、水生生物の保全に係る水質環境の常時監視を
6 行います。

7 ・「川の国応援団」の活動への支援を継続しつつ、新たに企業との連携や個人の参画を促すことによ
8 り、豊かな川を育む自発的な活動が持続的に行われるような仕組みである「SAITAMA リバーサポー
9 ターズプロジェクト」を推進します。

10 ・旧来から残る良好な河川環境の状況を維持するため、河川環境の保全に努めていきます。整備や
11 保全に当たっては関係機関や地域住民とともに取り組んでいきます。

12
13 【目標値】

指標名	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
SAITAMA リバーサポーターズの 個人サポーター数（累計）	0人	24,000人

14
15 1 指標の定義

16 川との共生や保全に取り組む SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数。

17
18 2 指標の選定理由

19 川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、この指標を
20 選定しました。

【コラム 11 : NbS (Nature-based Solutions)】

「自然を基盤とする解決策」「自然に根ざした解決策」

国際自然保護連合 (IUCN) が 2009 年に提唱し、2016 年に「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、あるいは人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義されています。

グリーンインフラ (* 1)、生態系を活用した気候変動適応 (EbA: Ecosystem-based Adaptation)、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) (* 2) などを包括する概念であり、解決しようとする社会課題は、気候変動、自然災害、社会と経済の発展、人間の健康、食糧安全保障、水の安全保障、環境劣化と生物多様性損失の多岐にわたっています。



図1. 「自然に根ざした解決策」とは、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動をいう (IUCN, 2016)

* 1 グリーンインフラ

グリーンインフラとは、1990 年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のことです。日本では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組 (国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」による定義)」と整理されています。具体的には、多自然川づくり、遊水地、水循環、雨水流出抑制のための貯留浸透、都市緑化、緑の防波堤などがあり、生態系サービスの「調整サービス」を利用し、防災や気候変動への適応などにおいて、生態系の有する復元力や回復力 (レジリエンス) を発揮させることにもつながります。

* 2 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する (暴露の回避) とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる (脆弱性の低減) という考え方です。緑を含む生態系を維持することで、地域に自然の豊かな恵みを供給するとともに、防災・減災対策にもつなげていくアプローチです。森林や水源林等における間伐・枝打ちや里地・里山における谷戸環境の保全などを進めることで、土砂流出の防止、水源涵養による洪水リスクの軽減、生物多様性の向上に貢献したり、公園・緑地や農地など多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理することにより、県内の雨水浸透・雨水貯留機能の向上が図られます。

【コラム 12：河川や水辺におけるグリーンインフラの推進】

①Next 川の再生

埼玉版 SDGs では、重点テーマの1つに「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」を掲げ、豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉の実現を目指しています。

そこで、魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から、多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next 川の再生」に取り組んでいます。

〔水辺 de ベンチャーチャレンジ〕

企業や観光協会などと連携して、民間のアイデアやノウハウを活用した新たな河川空間の利活用を推進しています。



水辺の活用のイメージ



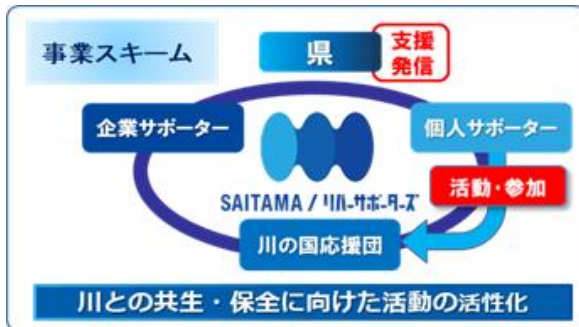
②SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト

リバサポは、県民、団体、企業が一体となって、未来に向けて河川環境を守り、育み、「川の恵」に感謝しながらSDGsの実現を目指しています。

川に関心を持つ県民が増えるようにポータルサイトやSNSによる川の魅力発信、川の国応援団への活動資材の提供等の支援、川の国応援団と企業のマッチング等を行っています。

【詳細 HP】リバサポ公式ポータルサイト

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/>



社会貢献活動支援
(川の国応援団とのマッチング)

ポータルサイト等での魅力発信

イ 湿地生態系保全の推進

- ・トラスト地や国内唯一のムジナモの生育地である宝蔵寺沼等、各地の湿地において取り組まれている保全活動を市町村、保全団体、地域住民と連携しながら推進します。
- ・水辺生態系の頂点に位置するコウノトリ・トキを指標とした地域づくりを目指して、「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（事務局：国土交通省関東地方整備局）」において取組が推進されていることから、国や市町村、保全団体等と連携し、必要となる支援等を行います。

ウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進

- ・県内の水田生態系における生物多様性を把握するため、水田に生息・生育する動植物の情報を収集します。特に田植え時期が水田間で大きく異なるという本県の地域特性が、水田に生息する生物の種多様性にどのような影響を及ぼしているのかを調査します。
- ・農家の高齢化や後継者不足による水田の耕作放棄対策として、農地中間管理事業（農地バンク事業）※や各市町村の人・農地プラン※を活用しながら、新規就農者の育成や新たな農地の受け手となる担い手の確保を図ります。
- ・地域性に応じた生態系に配慮するため、環境保全型農業直接支払制度（交付金）※の活用や有機栽培・特別栽培農産物※の取組の支援、IPM※技術の普及などにより、化学肥料や化学合成農薬の使用量を削減し、環境負荷の軽減を重視した農業の取組を推進します。
- ・水辺生態系に配慮した農業水利施設やため池の整備を推進し、防災・減災機能を強化します。また、農業集落排水施設の適正な維持管理、施設更新等により、農村地域の水質改善を図ります。
- ・効率的な農薬・肥料散布技術など環境保全にも焦点を当てて、先端的な情報通信技術などを活用したスマート農業を推進し、生物多様性保全の視点にも立った栽培技術の確立・普及を図ります。

1
2 【コラム 13：生物多様性の場としての田んぼの役割】
3

4 水田は米作りのための農地ですが、同時に多様な動植物の生息環境としても機能していま
5 す。国内の水田にはおよそ 6,000 種もの生物が生息していると言われており、元々は氾濫原等
6 の自然湿地に生息していた種が水田に生息するようになったと考えられています。埼玉県で
7 は、県全体面積の 11%が水田であることから、本県の生物多様性を支える重要な生態系の一
8 つと言えます。

9 水田は、1年のうちわずか数カ月しか水が無い場合、常に水のある湖沼や河川とは異なる水
10 生生物が生息しています。大型の魚類は基本的には生息していませんが、水深が浅く餌が豊富
11 な環境であるため、カエル類やドジョウ、水生昆虫等が繁殖場として利用します。さらにそれ
12 らの餌生物を求めてサギ類等の鳥類、ニホンイタチ等の哺乳類、ヘビ類等の爬虫類といった捕
13 食者も水田に集まって来ます。水田生態系は、食物連鎖を介して多様な生物を支えています。



4 生態系エリア別戦略④ 人と自然が共生する都市をつくる

(1) 現状・課題

・人口が集中する都市においては、住民が自然環境とふれあう場の確保や、生物の生息・生育環境の確保の観点から、身近にある緑地の保全・創出がますます重要になっています。また、気候変動やヒートアイランド対策として、緑陰の創出や植物からの蒸散により温度上昇を緩和する緑地の保全等は、グリーンインフラの取組としても重要です。

(2) 施策の方向性

・生物多様性に配慮した緑あふれる街並みや緑豊かな公園緑地を整備することにより、都市の生態系が保全されるとともに多様な生態系サービスが発揮され、自然と人が共生する社会が実現するための取組を推進します。

(3) 主な取組

ア 身近な緑の創出の促進

・本県では、都市部を中心に、地表面被覆の人工化や人工排熱の増加により気温が上昇するヒートアイランド現象が顕在化しています。そこで、極端な暑熱環境を緩和するため、建物が密集した都市部で新たな緑を創出し、公開性が高い場所における緑化の手法や優れた事例を紹介するなど、多様な緑化の普及・啓発に努めます。なお、緑化を行う場合は在来植物を用いるなど、地域固有の生態系を損なわないよう留意しながら進めていく必要があります。

・新たな緑を創出し、緑豊かな街並みを創出するために、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年条例第10号）」に基づく緑化計画届出制度を適切に運用します。

・また、県民の環境意識の醸成を図るため、幼稚園・保育所等の園庭や、小中学校・高等学校等の校庭の芝生化を支援します。芝生の適切な維持管理のため、地域コミュニティとの連携や子供たちも参加できる体制づくりを促進し、子供たちが、身近な緑とふれあうことで、生物の命を慈しむ心を育み、生物多様性の保全への理解を深める機会を創出します。

【目標値】

指標名	目標値（令和4年度～8年度の累計）
身近な緑の創出面積	250ha

1
2
3 1 指標の定義

4 県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化な
5 どによる緑の創出面積の合計。

6
7 2 指標の選定理由

8 自然を守り、緑を育てることは重要であり、緑を創出する取組の成果を示す数値であるこ
9 とから、この指標を選定しました。

10
11
12 イ 都市公園の整備による緑の創出

13
14 ・都市公園は、人々が憩い楽しむ場所ですが、多様な生物を育み、人と自然がふれあい共生する空
15 間としても機能しています。さらに、災害から都市を守る存在でもあります。

16 ・都市の公園において、在来植生に配慮した植栽等の整備を進めるとともに、野生生物が生息・生
17 育しやすい環境を創出します。

18 ・緑化木というと、見栄えがよい、病害虫に強く管理しやすいなどの理由で、これまで長い間外来
19 種が多く植えられてきました。しかし、外来種による緑化は、生態系に様々な問題を引き起こす可
20 能性があるため、できるだけ在来植物を使うことが望ましいとされています。

21 そのため一人ひとりが「在来植物を使用した緑化」の必要性を理解し、出来るところから取り組
22 むよう、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のため
23 に）」により関係機関や市町村へ働きかけます。

24 在来種を使用した緑化の例

25 家庭での取組に向けて

26 南側の窓に沿ってアケビなど落葉性のツル植物を植え、高木は落葉樹を植えると夏の日差しが和らぎます。



27 高木の下にはヤマボウシ、ナツツバキなどの中低木、ツツジ類や実をつけるガマズミ、ムラサキシキブなど多種類の低木を植え、児童生徒の教材としましょう。

28 公園での取組に向けて

29 高木の下にヤマボウシ、ナツツバキなどの中低木、ツツジ類や実をつけるガマズミ、ムラサキシキブなど多種類の低木を植えましょう。



30 埼玉県環境科学国際センター生態園

31 工場、事業所での取組に向けて

32 付近の雑木林をモデルとして、緑地をできるだけ一か所にまとめて自然度の高い森林に造成しましょう。

33 高くなる木だけでなく、ヤマツツジやムラサキシキブなどの低木を植えましょう。



34 武蔵野銀行本店ビル「武蔵野の森」

35
36
37
38 「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」から

【コラム 14：春日部夢の森公園】

2015（平成 27）年から、春日部市下大増新田地内で、「みどりの少ない都市部において『みどり再生』のシンボルとなる『新たな森』を創出する」をコンセプトに、新たな県営公園の整備に向けて事業を開始し、2021（令和 3）年 10 月 1 日に春日部夢の森公園として部分共用しています南側公園を開園し、2023（令和 5）年 3 月 31 日の北側公園開園をもって全面開園となりました。2016（平成 28）年度からは県民参加による苗木の植樹など森づくり活動を実施しており、在来植物を中心に植樹しています。

県民参加による在来植物を中心とした苗木の植樹活動などを行いながら、地域に愛される森の創出を目指していきます。

春日部夢の森公園における県民参加による森づくりについて

■ 春日部夢の森公園とは

埼玉県では、春日部市下大増新田地内において、『みどりの少ない都市部において「みどり再生のシンボル」となる、「新たな森」を創出する』をコンセプトに、公園整備を行っています。

■ 春日部夢の森公園のコンセプト

春日部夢の森公園では、『ふれあいの森～人と自然、人と人のつながりを継承する～』をコンセプトに、**県民参加の推進**により、森づくりを通じた「人と自然」「人と人」の関わりを促進し、持続的なライフスタイルや生き生きとした地域社会の創出を目指しています。

■ 春日部夢の森公園における県民協働

県民や有識者からなる協議会を設立し、公園の管理運営や公園整備のあり方、県民協働の具体的方策について、助言や提案をいただき、県民などと協働して森づくりを行います。

県民協働により、地域に愛される森の創出を目指し、今後は里山への植樹等の活動を実施予定です。

春日部夢の森公園へのアクセス



ウ 緑の保全の推進【再掲】

- ・緑の持続性を確保するには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。
- ・県と市町村は、良好な自然環境や豊かな生態系を形成して埼玉らしさを感じさせる平地林や、グリーンインフラとして多様な機能を有してまちの魅力向上に資する緑地など広域的な視点から保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地の指定を促進していきます。
- ・また、「ふるさとの緑の景観地」をはじめ保全の必要性・緊急性が高く、市町村の「緑の基本計画」等に位置付けられている緑地などを市町村や環境団体と連携・協働して公有地化を図るなど、持続的な保全・活用を進めます。

【目標値】

指標名	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
緑の保全面積	557ha	569ha

1 指標の定義

特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計。

2 指標の選定理由

これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定しました。

エ 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理

- ・市街地に適応し生活しているカラスやムクドリなどの都市鳥については、その行動圏が住民の生活圏と重なるため、生活環境への被害等が生じる場合があります。これらへの対策は、市町村又は被害等の発生する地区等の生活被害の状況や程度を踏まえた上で適切な手段を講じる必要があります。
- ・その手段については、対処療法的な追い払いを行うだけでなく、ごみの集積所の適正使用や、巣作りする街路樹の剪定等、都市鳥の生態を考慮した対策を行うことが有効です。これらの生活環境上の対策は、一般廃棄物処理業務や街路・公園等住民の生活環境に密接に関係する業務を担う市町村が関連部局と協働して対応することが有効です。

第5章 各主体に求められる役割

生物多様性の保全に向けた取組は、県民、NPO等、企業、市町村、県といった各主体が連携・協働を図りながら推進することが必要です。

○ 県民

県民一人一人が、旬の食材を「味わう」、自然環境や生物に「ふれる」、自然のすばらしさを「伝える」等といった自然の恵みがもたらす生態系サービスを通じて、自ら生物多様性を体感し、命の連鎖と多くの生物との共生を認識することで、生物多様性保全の大切さを理解し、価値観と行動を変革することが期待されます。

さらに、保全活動や自然観察会に参加して、自然とふれあうことを通じて生物多様性保全の必要性を実感することが期待されます。

○ NPO等

生物多様性の保全に関わっているNPO等の団体は、これまでの保全活動や自然観察会を通じての豊富で専門的な知識や経験を活かし、他の実施主体と協働して、地域におけるリーダー的な役割を果たすことが期待されます。

○ 企業

事業者は、事業活動が生物多様性からの恵みに支えられていることを念頭に、原材料の調達などにおいて生物多様性に配慮した選択を行うとともに、事業活動全般において生物多様性保全のための社会的責任や社会貢献を果たし、その事業活動のあり方をネイチャーポジティブ経済に移行していくことが期待されます。

○ 市町村

市町村は、生物多様性国家戦略や県戦略と協調し、地域の特性を生かした生物多様性地域戦略の策定を進め、各々の地域特有の生物多様性の保全に向けた具体的な取組が期待されます。

○ 県

県は、県戦略の実現に向け、関係機関と連携し、生物多様性保全施策を推進するとともに、様々な機会をとらえて普及・啓発に努めます。

特に、企業に対しては、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた普及・啓発や支援に努めます。

また、「地域連携保全活動支援センター」の機能を有する「生物多様性センター」においては、生物多様性保全団体等の活動への協力や支援を行います。

1

指標一覧

No.	指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度*)	参考
1	「自然共生サイト」認定数	—	8件 (令和5～8年度の累計)	Ⅱ-1ア OECEM
2	希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数	—	10か所 (令和4～8年度の累計)	Ⅱ-1イ 希少
3	埼玉県生物多様性保全プラットフォームの年間アクセス数	—	2万人/年	Ⅱ-2ア 情報
4	県民調査報告件数	1,000件	5,000件 (令和4～8年度の累計)	Ⅱ-2イ 保全活動
5	生物多様性の認知度	70.3%	75%以上	Ⅱ-2ウ 普及啓発
6	森林の整備面積	—	12,500ha (令和4～8年度の累計)	Ⅲ-1ア 森林
7	緑の保全面積	557ha (令和2年度)	569ha	Ⅲ-2イ 里地里山
8	SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数(累計)	0人 (令和2年度)	24,000人	Ⅲ-3ウ 水域
9	身近な緑の創出面積	—	250ha (令和4～8年度の累計)	Ⅲ-4ア 都市

2

3

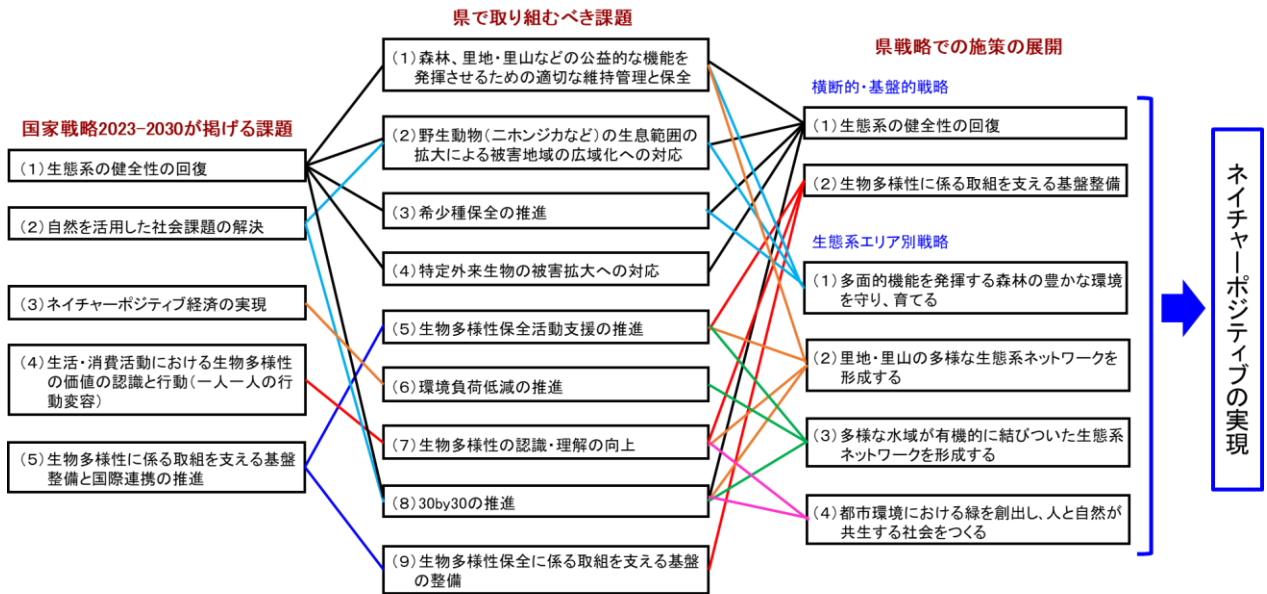
4

5

6

*「埼玉県5か年計画（令和4年度～令和8年度）」及び「埼玉県環境基本計画（第5次）」を踏まえ、目標年度は令和8年度とする。

国家戦略 2023-2030 が掲げる課題と県で取り組むべき課題及び県戦略での施策の展開に関するつながり



用語集

1
2

(50音順)

用語	用語説明	主な記載箇所
数字		
30by30（サーティ・バイ・サーティ）	生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された2030年までに達成すべき新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の一つであり、2030年までに陸域の30%と海域の30%の保全・保護を目指す目標のこと。2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意した。	PO
英字		
IPM（総合的病害虫・雑草管理）	病害虫・雑草の発生増加を抑えるため、利用可能なすべての防除技術の経済性や環境への影響等を考慮し、適切な手段を総合的に講じる管理手法のこと。これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。	PO
OECM (Other effective area based conservation measures)	保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。 生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)において採択されたOECMの定義(環境省仮訳)は以下のとおり。 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」 我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討している。OECMに成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。	PO
か行		
外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。	PO
川の国応援団	埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体のこと。	PO

環境保全型農業直接 支払制度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されている化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動や有機農業に取り組む農業者団体に対し、取組面積に応じて助成することで、地球温暖化防止や生物多様性保全などを図る制度。	PO
環境林整備	獣害を受けた森林の水源かん養機能や生物多様性保全機能等を回復させるため、自生する広葉樹などを活用し、できる限り手間を掛けず低コストで森林を整備すること。	PO
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内*で、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止などの保全の効果が、特に著しい地区として定められた地区のこと。 *首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害や災害の防止などを目的として指定された区域のこと。	
グリーンインフラ	1990 年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のこと。我が国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と整理されている。	PO
さ行		
彩の国環境大学	地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座のこと。基礎課程と実践課程がある。	PO
里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。	PO
自然共生サイト	環境省が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のこと。	PO
自然資本	地球上の再生可能／非再生可能な天然資源（例：植物、動物、大気、土壌、鉱物）のストックのこと。	PO
侵略的外来種	外来種（もともと自然に分布した生息範囲外に人が持ち込んだ生物のこと）の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもののこと。	PO

ステークホルダー	企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者のこと。日本語では利害関係者という。具体的には、消費者（顧客）、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関など。	PO
た行		
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。	PO
地域制緑地	法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。	PO
特定外来生物	外来生物であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもののこと。	PO
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準（地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬（使用回数）と化学肥料（窒素分量）の双方を5割以上削減して栽培された農産物のこと。	PO
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質の変更などを行う際に許可が必要となる地区のこと。	PO
な行		
ネイチャーポジティブ（自然再興）	「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。G7 2030年自然協約や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。	PO
農地中間管理事業（農地バンク事業）	農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度のこと。	PO
は行		
人・農地プラン	高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画のこと。	PO

ふるさとの緑の景観地	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域として指定されたもののこと。指定された区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。	PO
保護地域	法令や制度等に基づく既存の保護地域*のこと。 *自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）、自然環境保全地域（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域（ ）	PO
ま行		
「みどり生き物」の学習コンテンツ	小学4～6年生を対象にした埼玉県の貴重なみどりや生き物について学べる学習コンテンツのこと。埼玉県ホームページにて動画視聴やワークショップダウンロードが出来る。	PO
緑のトラスト保全地	埼玉の優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業などからの寄附金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として取得し、保全を図っている土地のこと。	PO
や行		
野生の生きものとふれあう学校	次代を担う小・中・高等学校の児童・生徒が自然保護及び鳥獣保護への関心を高めることを目的として、埼玉県鳥獣保護管理事業計画に基づき県が指定する学校のこと。昭和39年度から「愛鳥モデル校」として指定してきたものが、昭和63年度から「野鳥とふれあう学校」に名称変更され、さらに平成5年度からその保護活動対象を野鳥だけでなく野生生物全般まで拡大し、この名称となった。	PO
谷戸（やと）	丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。丘陵の最も奥から湧き出した水が「谷戸田（やとだ）」と呼ばれる水田を発展させた。人々はその周辺に自然と共生しつつ集落を形成した。	PO
ら行		
林分	樹木の種類、年齢、立木密度、生育状態などがほぼ一様で、隣接したものは森林の様相（林相）によって明らかに区別がつく一団地の森林のこと。	PO

レジリエント	<p>自然災害や気候変動などに対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念のこと。一般用語としては困難などに遭遇したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになった。</p>	PO
--------	--	----

- 1
- 2
- 3